

威仁親王行實

初稿第一冊

特別

14

3152

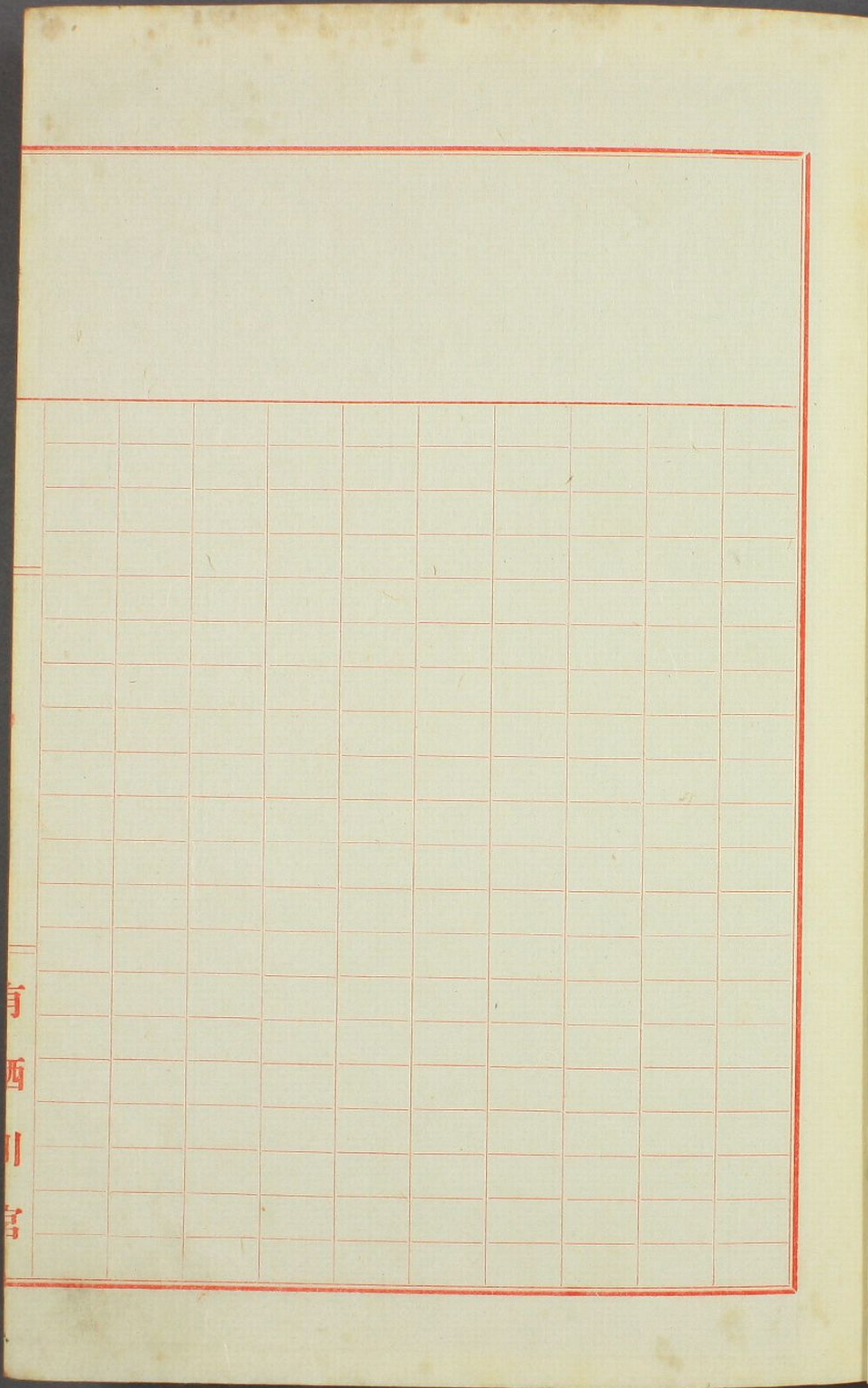
60

6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9

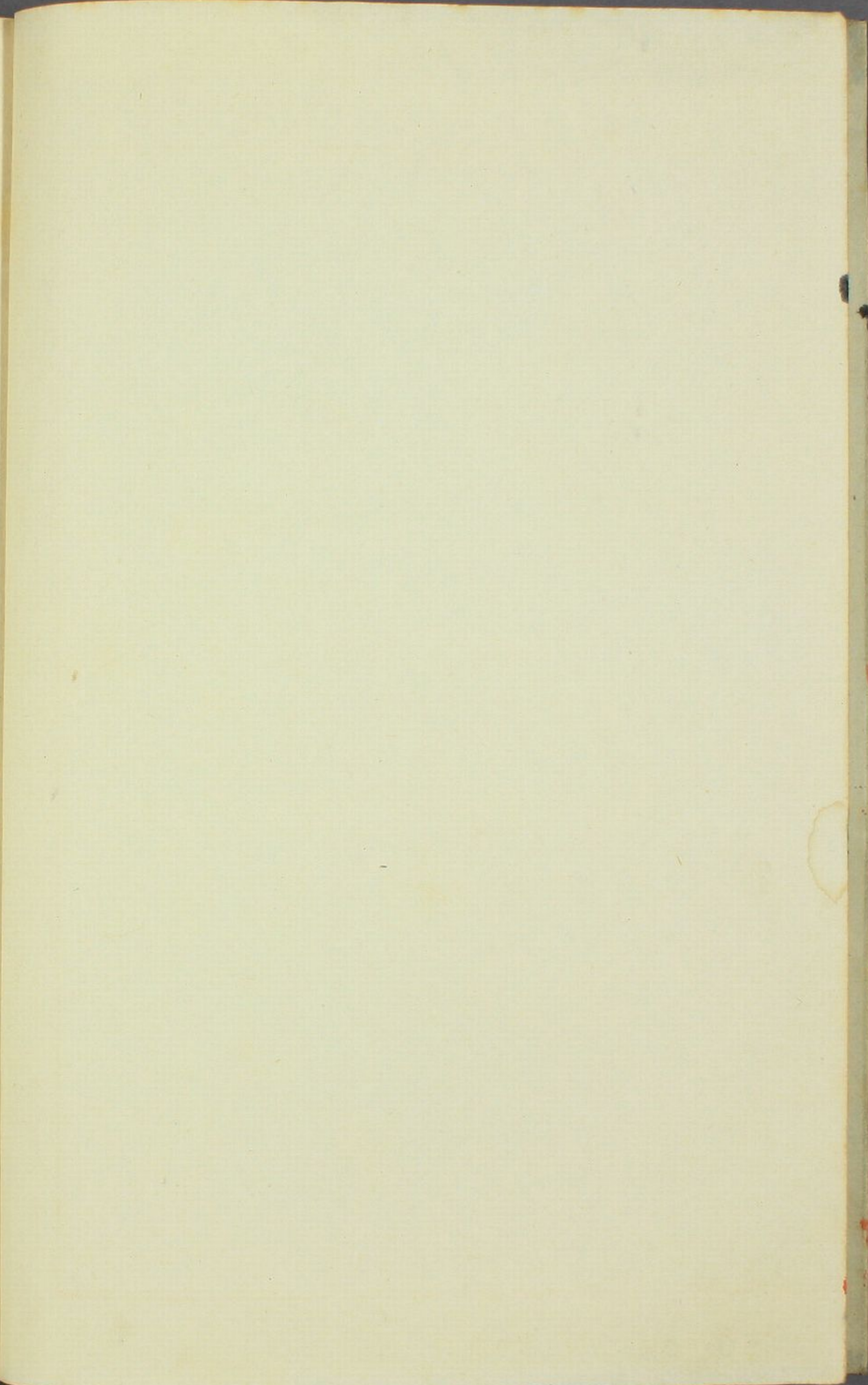
14
3152
60



95-117



育
西
川
宮





威仁親王行實

初稿第三冊

第九章	露國皇太子の接伴	一九七
第十章	高雄千代田の艦長並に横須賀海兵團長	二二七
第十一章	松嶋橋立の艦長と <small>白江湾の戦役</small>	二六一
第十二章	海軍砲術練習所長並に常備艦隊司令官	二七八

第九章

露國皇太子の接伴

明治二十四年二月十六日、露國皇太子ニコラ

又親王同國シヨージ親王並に希臘國シヨージ

親王の三殿下近々我が邦に來航せらるべきに

因り親王に其接伴を仰せ付けらるゝ旨の御沙

汰あり同時參謀次長陸軍中將川上操六海軍少

將伊東祐亨式部次長三宮義胤式部官兼大膳亮

山内勝明砲兵少佐村木雅美式部官萬里小路正

秀海軍大尉阪本俊篤等亦た係員を命ぜらるこ

親王は三月中佐世保廻航の前後に各

露國皇太子の接伴
を命ぜらる

接伴係員

○ 船下り 鹿見島に上り

接伴艦
露國皇太子の行程
豫定

露國皇太子の行程
露國皇太子の行程
露國皇太子の行程

一 回宛係負の集の本邸に會して種々協議す
るところあり山内式部官は二十八日長崎に至り
知事と打合を為せし後轉じて鹿見嶋に至り
再び長崎に立ち寄りて帰京す次いで我
が海軍に於ては八重山高雄武藏の三隻を以て
接伴艦と為し用意をさく急らず
露國ジヨージ親王は發病の爲め印度洋より
帰國せしが一行は四月四日を以
て恙なく香港に著し我が邸に來着す
先づ長崎に上陸し次に鹿見嶋に廻航し京都奈

霞關本邸を以て旅館に充つ

熾仁親王の移居

接伴艦の長崎廻航

後に入京する豫定にして上記諸市に於ては歓迎の準備日も維れ足らざるが如し滯京中は霞關なる當宮邸を以て旅館に充つることに内定したれば一月の初すでに内檢を畢り四月廿四日熾仁親王は妃董子とともに假邸芝離宮に移轉せられ威仁親王の妃慰子は裁仁王實枝子女王とともに區劃せられたる本邸の一部になほ當分留まらせらる

接伴艦中高雄は同月十六日を以て横須賀に出し接伴係阪本大尉これに搭乗し八重山は

門司より陸行

副長海軍少佐出羽重遠に代理を命ぜられ別當
 山尾庸三御附武官海軍大尉藤井較一の二名を
 從へ同月二十日午前新橋小樽發車濱松に一
 泊し翌二十一日午後十時神戸に著するや
 伊東少將と同じく八重山内に搭乗して即夜出
 航二十二日午後三時吳重に著し二十三日午
 前五時出航午後一時下關に著するや伊東少將
 に別れ上陸して一泊二十四日午前門司發車午後二時鳥栖
 門司に航九時五十二分發車午後二時鳥栖
 に著し下車し少憩の後人力車を僦うて晩に

西川宮

接伴係員の西下



十七日武藏は十九日を以て相繼いで長崎廻航
 の途に就きたり接伴係員中川上村木の二人は
 十七日を以て三宮伊東山内萬里小路等は十九
 日を以て前後發京重途中に
 於て相會し京都奈良の巡見を畢りし後伊東少
 將は二十一日八重山艦に搭乗して神戸を發し
 二十四日長崎に著しその他の諸員は二十三日
 神戸丸に便乗して神戸を發し二十五日長崎に
 著しともに親王の西下を待てり
 親王は接伴中高雄を退艦せらるゝに因りて

西川宮

長崎の朝

佐賀に著し二十五日武雄を經大村に至りて一泊せらる。二十六日陸路より長崎に入る豫定なりしが露國皇太子本日著港すべき旨縣知事の中野健明より電報ありしに俄に行程を變じ幸ひ佐世保鎮守府所屬汽船佐世保丸大村に停泊し居たるを以てこれに搭乗し午前八時出帆十時時津に著しその後人力車を馳するこゝと凡そ一時間にして長崎に著し萬歳町上野屋に投宿せらる。但し接伴の都合もあることとて表面上知事官邸を以て旅館に充てたる旨公

示せらる。この日中野縣知事は中途に迎を為し控訴院長人見恒民を始め各廳高等官並に學校生徒等は市の北端に整列して奉迎し沿道に國旗を掲げ拜觀の士女は道の兩側に集りてさながら堵の如し然るに露國皇太子の著港の報知は漢口在留の本邦領事より打電せしものに係ると雖も實は誤報に屬し本日在上海露國太平洋艦隊司令長官海軍中將ナギモツより軍艦の號に坐乗し當港に先著せり同國海軍少將バサルギンに

南西川宮

宛て皇太子は明二十七日午前八時を以て、愈よ
 入港せらるべき旨電報に到達せし由にて同少將よ
 り、知事に通告ありければ、知事は直に宮内外
 務内務の諸大臣並に一般關係の向々に打電せ
 り。親王は折角行程を急いで當港に來著せら
 れしが、右の次第にて無為に一日を送らるゝこ
 ととなれり。これより先家令齋藤桃太郎は親王
 に従つて發京せしが、露國皇太子の旅館に充て
 らるるに、京都常盤ホテルの今都ホテルが、纜に竣工せ
 しのみにて諸事草創に屬するが故に、準備を整

有種川宮

露國皇太子御名
 船の寄港
 長崎

ふる為め、獨り同地に滞在せり。
 二十七日、午前六時、
 海軍少將伊東祐亨は、高雄艦に搭乗し、御待
 受の為め、午前十時、港外伊王嶋燈臺を距つる數
 海里の處に至りて、暫く艦を停む。七時二
 十五分に至り、御召艦ハマミアツト、アゾーバ號が
 皇太子旗を檣頭に掲げて、五嶋沖より此方に航
 行し來るを認めければ、直に二十一發の禮砲を
 放ち、同艦よりも答砲あり。それより、高雄艦は先
 導を為し、御召艦並に隨行軍艦は、これに尾

有種川宮

露國皇太子普港當日の親王

し港内は定めて
の御國軍艦は元
来のちやを合見
るべきものなり

雄鷹城各艦長は露國海軍少將バサルギン
 並に同國公使領事と前後して御召艦に伺候
 し皇太子に謁して後に退艦す時に午
 前九時三十分なり隨艦の中ウラダ
 號のみは稍や後れて入港この日大波止場よ
 り居留地に至るまで一帯の沿岸は拜觀者を以
 て填塞せしが縣官の取締善く行届きたる為め
 格別の雜沓を見ざりき
 鎮守府司令長官海軍中將男爵赤松則良を従へ

永先のころ半時向はる
の親王は山尾別當並に佐世保

西川宮

奉迎の儀
祝の儀
この日他の在
港船も亦た之
を待たず

し徐々として港に入るこの時中野知事は小
 蒸汽船に乗じて女神に至り臨時に雇入
 れたる水先案内カピテーンスミスに對して不
 都合なき様態に注意するところあり
 召艦以下舳艦相銜んで入港するや八重山武藏
 日進等の諸艦各二十一等の皇禮砲を放ち登
 舷礼を行ひ祝詞を奏するに三回御見
 船の移るも皆禮を奏し他の在港船も亦た之
 に倣ふ諸艦の相離る港内詠定の俣置に投錨する
 是れ豫定の御所と投錨するや八重山武藏高

補川宮

非公式會見

有田に至る

不文は...
手紙に...

定に依り謹慎せらるゝ事ありと。五月三日ま
 では上陸の事なし。この日午後非公式にて
 會見すべき故來艦せられたと。特に招請
 しに因り親王は露國隨從員を引見せし後藤
 井大尉を從へて十一時五十分御召艦を訪問せ
 られしに午餐の饗應あり。退艦の際は君が代の
 奏樂を為し皇太子を始め將校一同甲板に
 て奉送せり。

三十日午前九時親王出門山尾別當赤松
 藤井大尉並に縣參事官中村治郎を從へて有田

有田西川宮

知事...
見...

あな長崎...
船長...

て縣廳に至り樓上より露國艦隊入港の状を觀
 覽あり。畢りて知事以下高等官を引見し。一
 たび帰館ありし後午後二時再び出門長崎市水
 道工事場を巡覽し。四時帰館せらる。翌二十
 八日午前九時三十分親王は知事官邸に於て露
 國海軍中將十モフ少將バサルギン以下各艦
 長隨從員並に露國領事デウオラン等を引
 見せられ接伴係員十名は親王の紹介に依りて
 露國皇太子はすでに入港せしが宗教上の規

有田西川宮

親王の公式往訪

陶器製造所に至り、
 同地香蘭社に一泊し翌五月一日佐世保に出て
 て乗船午後六時帰館せらる。
 中野知事は露國皇太子に對し五月四日親王
 の旅館たる知事官邸に來臨ありたき旨同國公
 使を經て申し且つ隨從員露國領事並に赤
 松中將接伴一同へも招待状を發したりさて
 愈よ當日となりければ午前中親王より公式
 往訪の事あり九時四十五分大禮服着用旅館出
 門の後大波止場に至り八重山艦の端艇に

山尾別當川上陸軍中將三宮式部次長伊海軍
 少將藤井海軍大尉等陪乘しこれを第一艇とし
 て皇族旗を掲ぐ第二艇には山内式部官村木砲
 兵少佐萬里小路式部官阪本海軍大尉第三艇に
 は赤松中野知事村參事官並に海軍
 大尉加藤定吉等搭乘す在港の我が軍艦は齊
 日本海軍旗を掲ぎ三十一發の皇禮砲を放ち
 且つ第一艇が近傍を通過する時
 其艦に於て君が代
 艦アゾーバ號に達するや艦中に於て君が代

西川宮

露國皇太子の上陸

國皇太子の待受を為して、一同整列す。
 十時四十分、露國皇太子、希臘親王の兩殿下は、
 大禮服用、御召艦の舷に上陸す。在港の
 小蒸汽船、端艇各一隻に隨つて、我が諸
 艦下は、播頭に露國軍艦旗を掲げ、音樂を奏
 し、次いで二十一發の禮砲を放つ等、すべて親王
 往訪の時に同じ。十一時、大波止場に上陸せらる
 り、や、接伴係員一同、並に知事、司令官、各艦
 長、控訴院長、檢事長、裁判所長、税關長を始め、各
 高等官、各國領事、衆議院議員、縣會常置議

露艦に於ては成
規の敬禮を行ふ

奏し、露國皇太子は、甲板に出で、御待受あり親
 王と相見り、や、握手の禮を行はる。次いで、親王よ
 り、川上中將以下の接伴係員を紹介せられ、それ
 より、皇太子の船室に於て、暫時對談の後、親王よ
 り、赤松中野知事等を紹介せられ、その都度、
 皇太子より一一握手の禮を行はる。同十五分、親
 王退艦、再び艇に乗じて、艦の舷首を通過せらる。
 艦中より禮砲を放ち、その他の各艦に於て
 亦た登艦式を行ふ。十時三十分、大波止場に著
 せらる。や、接伴係員もともに上陸し、露

し、
君が代の唄の
捧鉢の行

負市民總代等いづれも禮服着用にて奉迎し八
重山^{同様に整列して}の樂隊は奏樂を為すやがて親王
は進んで握手の禮を行^{はせ}控訴院長人見^は
檢事長林^は各廳長官を紹介せられ露國領
事デウオランは各國領事を紹介せしに因り皇
太子は一一握手を行はれ次いで親王^は各廳高
等官衆議院議員縣會議員市民總代等を順次に
紹介せらるゝや皇太子は一一脱帽して會釋あ
り^にに於て兩殿下並に親王は人力車に乗じ
警部一名騎馬にて先驅し徐々として進行せら

兩殿下の傍には^外騎馬せる警部長真崎
秀郎を始め警部巡查等随從し警衛苟くも怠ら
ず^少時大雨盆を覆すが如く奉迎者並に浴道數
萬の拜觀者は盡く衣裳を濕して稍や困苦せり
大波止場より知事官邸に至る間毎戸國旗を掲
げ幕を張り各學校の職員生徒四千餘人は道筋
の兩側に整列し君が代の唄を奏し捧鉢の禮
~~は~~行^は縣廳吏員は廳前に控訴院税關郵便電信
局官吏は外浦町兩側に長崎市^は迎委員數百名
は同町東側にいづれも整列して奉迎せしに皇

有
西
川

負市民總代等いづれも禮服着用にて奉迎し八
重山^{同様に整列して}の樂隊は奏樂を為すやがて親王
は進んで握手の禮を行^{はせ}控訴院長人見^は
檢事長林^は各廳長官を紹介せられ露國領
事デウオランは各國領事を紹介せしに因り皇
太子は一一握手を行はれ次いで親王^は各廳高
等官衆議院議員縣會議員市民總代等を順次に
紹介せらるゝや皇太子は一一脱帽して會釋あ
り^にに於て兩殿下並に親王は人力車に乗じ
警部一名騎馬にて先驅し徐々として進行せら

有
西
川

知事官邸に於ける歡
迎

太子は半ば車輓を揚て一々答禮せらる。

兩殿下の知事官邸に到着せりや門前に整列

したる海軍樂隊は露國の國歌を奏し中野知事

は門内に山尾別當等は玄關に出で鞠躬如とし

て各これを奉迎す入館の後皇太子親王と暫

時對注せられし別室に於て御召換の事あり

知事の妻子並に中村参事官の妻に謁を賜ふ

かくて小波南洋江上景逸兩畫師の席上揮毫を

觀覽ありし後知事より露國料理立食の饌を供

し次に日本間に於て日本料理の饗應あり陪食

するもの二十九名の多きに及ぶ皇太子は初め

て日本食を嗜られしこととて殊の外満

足せられ記念として供進せる膳具一切を所望

せられしに因り知事は直に御受を為し全部取

揃へて五人分を翌日奉呈したりといふ食後別

室に陳列したる有田陶器古書畫嵐山の模型古

今の雛人形等を觀覽せられ又知事より呈上せ

團扇の製作巧妙なるを賞美せられやがて退

あり時に雨未だ止まざるを以て知事より

傘を参らせしに兩殿下は自ら之をさしかけ洋

形勝を曠覽し、舊路を取りて假屋の前に至り、歡
 諏訪神社に至り、祠門の畔に立つて徐に海山の
 諏訪神社の案内に依りて園中各處を游覽せし後
 や久し、すでにして茶菓を喫し、その畢るや、
 みて親王、**右親王**と對せらるゝこと良
 きたる煙管を、**て**日本烟草を吸ふこと數服顧
 けの席に就いて、**若親王**ととも、**卓上**に奉供
 る馬盃に、**放ち**有日金魚を賞覽あり。それより設
 に皇太子は、極めて喜悦の體なりき。次に、**鉦大**
 の勞を執る次に、歡迎委員より紙鳶を獻せし

遊

西川宮

雙方の挨拶

々たる軍樂聲裏に、官邸裏門より出で、諏訪山
 公園なる交親館に至り、**館内**に陳列する美術品等、
 の假屋に、**入り**せらる。御休憩中は、本邦古樂を吹
 奏し、音節緩和耳に入つて煩はしからず、**あ**の覺
 やかて皇太子は、**侍人**市長に招き、**後**
 市民、**總代**に對して、**一場**の挨拶あり、**あ**
 水師提督、**ナチモ**も亦左起立して、謝辭を述べ
 しに因り、市民總代、**市**會議長松田源五郎
 これに奉答し、式部次長三宮義胤はその都度通

西川宮

露國皇太子第二日の上陸

五日午前十一時兩殿下は居留地第六號波止場に上陸初に露國領事館に入り同館の上方に病院を巡覽せりる病院門前に於ては縣廳より特に場を設け巡查看守等擊劍の競技を為さしめ同時西南の空地に於ては市民有志者の催しとして紙鳶を揚げともに觀覽に供す次いで兩殿下は領事館構内の禮拜堂に午餐を畢り午後二時十分出門再び六號波止場より歸館せりる本日は主として露國領事館の歡迎に屬すが故に接待係員

初節

露國皇太子の歸艦

二夜長崎市に於ては
 本日の夜に於ては
 海防村に於ては
 亦た歓迎の時の如しかく
 雨殿下の一行無
 事に歸艦せりる

迎委員等に別を告げ、綠門の内より人力車に乗じて歸途に就親王も亦た之を送つて大波止場に赴かる奉送すべく奉迎の時の如く海軍樂隊は露國の國歌を奏す兩殿下は親王別當等に對して握手の禮を行はれし後三時二十分棧橋より端艇に乘りやがて皇太子旗を掲ぐるや武蔵を始め各艦一齊砲を撃つ亦た奉迎の時の如しかく雨殿下の一行無事に歸艦せりるや親王にも引續いて歸館あり

親王第五高等學校
醫學部を參觀せり

はもとより之は與ら

この日親王は中野知事並に山尾別當藤井大尉を従へ午前九時三十分出門第五高等中學校醫學部に成りせり同部生徒は門前に整列して君が代を吹奏し捧鏡の禮を行ひ職員一同は門内に奉迎す親王は同部主事吉田健康の案内に依りて本館樓上に於て職員一同を引見せられ次いで同主事より同部の沿革並に現況を聴取し後講堂教室等を巡覽せられ轉じて長崎病院に至り職員一同を引見せられ

知事の挨拶

後病室を巡覽し正午帰館せり

この日午後一時中野知事は昨日官邸に來臨せられしに就いて恭賀の御禮を述べ中

村参事官を従へて露國皇太子の御召艦に伺候

し次八重山艦を過ぎ親王に御暇乞の詞

を傳へられたまき旨を囑りて去

三時親王は旅館を出でて大波止場に著せら

る同處には諸學校生徒道の兩側に整列し中野

知事人見控訴院長を始め各廳高等官並に市民

總代等亦を參集して奉送しければ親王には一

親王八重山に帰艦

せりる

露艦並に接伴艦の
長崎出航

一御答禮ありと後端艇に
 せりる。この日露國皇太子の一行は鹿見嶋
 に向つて出航せりるべきに因り八重山艦は先
 發して港外數海里の處に至り速度を緩くして
 御召艦を待ち受く。四時三十分御召艦
 號を始りウラガミールモノマーの號アド
 ミラルナヒモク號
 鋪し、て港外に出づるや、八重山艦は
 進航を始め接伴艦は最も後に入
 赤松司令官中野知事等は佐世保丸に

先導

鹿見嶋に於ける露國
皇太子一行の歡迎

乗組み海軍樂隊を搭載して港外の高鉾沖に停
 泊ししが八重山等の接伴艦並に露國諸艦の
 連係を過ぐる毎に君が代及び露國の國歌を奏
 して奉送の意を表す。この日港内沿岸一帯の地
 には拜觀者隨處に充溢せしことすべて前日の
 如し。接伴係員は諸艦に分乗し、ともに鹿見嶋
 に發向せしが獨り山尾別當は病を獲たるを以
 てこの日辭して東歸す。
 六日午前八時諸艦相繼いで鹿見嶋に入港す
 るや縣知事渡邊千秋は直に御召艦に

露の

下關海峡を過ぐ

鹿児島出航

を委託し一切の施設善美を盡さざるなく皇太子以下喜色揃すべしやがて帰艦せらるゝや嶋津公爵は棧橋まで知事は御召艦まで各これを奉送す。

午後六時出航八重山高雄の兩艦は先導を為し御召艦の次には... 從ず獨り武藏は神戸に先著する為め別路を取り日向洋を経て北航す諸艦は九州の西岸に沿うて航行し八日午前七時下關海峡を通過するや下關半井射場の門司に於ては砲に代へて

又砲馬武者踊り街等の催しあり

著を賀す尋いで皇太子以下一同上陸公爵嶋津忠義以下棧橋に於て奉迎す。一行は人力車に乗じ順路を取りて縣廳に至り知事官房に少憩せし後投産場製造方を觀覽し次いで名山小學校に至り撃劍捧踊の催しあり又古器物刀劍陶器盆裁活花竹細工並に生徒の製作に係る造花等を展觀に供す。田浦陶器所に至りて... 工場等を巡覽し次いで嶋津邸の饗宴に臨み同家に於ては式部官長崎省吾に接待の事

有栖川宮

211

鞆津に投錨

露國皇太子瀨戸内海の風光を觀賞せらる

神戸著港

花火數本を打揚ぐ午後七時頃備後の鞆津に投錨（まは）夜半出帆翌九日露國皇太子は快晴に際して水天一碧波瀾驚かず大小の嶋嶼船を挾んで送迎する瀨戸内海の風景を心のどかに觀賞あり（の）午後零時三十分神戸に（着）港するや兵庫縣知事内海忠勝第一御召艦に伺候す（着）我が諸艦は朝來日露兩國軍艦旗を（併）掲げ且（日）滿艦飾を施し御召艦の來著を待ち居たるを以て直に二十一發の禮砲を放つ御召艦の先導たりし八重山高雄の二艦は投錨後

善部社の山に幸
 全皇太子は地を
 幸の時
 神戸見物
 甲の舟

兩國軍艦旗を併掲し且つ滿艦飾を施すやがて親王の八重山より退艦せらるや皇族旗を卸下し二十一發の禮砲を放ち登術式を行（直に八重山より退艦の上陸せり）十上陸後親王は接伴係一同並に京都より來著せし齋藤家令（各）高等官（各）艦長等に従へ御用邸棧橋に於て御待受あり次いで露國皇太子上陸（各）邸に入り次いで市街並に湊川生田兩神社境内を巡覽し諏訪山に少憩せし後臨河川車に

有西川宮

乗じて午後四時神戸を發し、尋いで京都に下車。六時十分、^五兩下^下は豫定の指定せられたる旅館常盤ホテルに安著あり、親王は同別邸に投宿せらる。

十日午前十時、^西西^下出門親王の案内に依りて、^初興業物産會に臨み、次に加茂の競馬を觀て、正午帰館。午後再び出門府知事北垣國道の案内に依りて、舊御所を觀覽し、西陣川嶋甚兵衛方に至りて、機織工場を視察し、次に二條離宮を拜觀し、轉じて西本願寺の飛雲閣

東本願寺の釈教邸を過ぎし後は、始めて帰館せらる。

十一日には琵琶湖游覽の事あり。この日、兩殿下親王の案内に依り、隨員並に接伴係員等とともに、津に向はせらる。津に到りて、^は縣界に至れば、^大大津に在營の歩兵第九聯隊に整列して敬禮を行ふ。次いで大津の市中に入れば、毎戸に國旗を掲げ、市民は道の兩側に雲集して歡迎の意を表す。一行の三井寺に至るや、縣知事沖守固を始め、裁

午前十一時

判所長陸軍將校並に市會議員市民總代等待受
 けて奉迎す境内の休憩場に就いて茶を喫せし
 後寺院に於て什器を觀覽し再び人力車に乗じ
 疏水工事港門に至り用意の小蒸汽船に乗じ萬
 頃の湖波を凌ぎて航行凡そ一時間唐崎に上陸
 して松樹を觀覽せらるこの日辨天社の社務所
 には甲冑數領を陳列し住民總代より薄茶を獻
 じ湖上には日吉神社の神官數名具足を著け烏
 帽子を戴き和船に乗り居たるが徐に敬禮を為
 すありずでにして大津に歸著し太湖汽船會社

の波止場より上陸し人力車に乗じて滋賀縣廳
 に至るや樓上に少憩し室内に陳列せる濱縮緬
 を展覽して數點御買上の事あり次いで食堂に
 臨みて午餐を畢りし後再び休所に入らば
 因りて珈琲を獻じ又湖中に捕獲したる魚類
 を觀覽に供しなどし一行皆欣々として満足
 せざるものなし誰か圖らむ奇変轉瞬の間に起
 り愉戚忽ち其地を易へむとは
 接伴員中三宮山内の二人は東京に於ける準
 備を整が為に將に歸京せむとし本日は隨

西川宮

名次は川上中將以下接伴係員一同にして皆人
 力車に乗じ、~~御駕~~ ^{御駕} 四十餘輛、三殿下は三
 人挽にして一人は轆を執りて挽き二人は後に
 在りて左右より推す、その餘は皆二人挽なりか
 くて單行一列百餘間の長さに及び車聲鱗々と
 して行くことすでに六七町やがて下唐崎町に
 差しかかりしに路傍警備巡查の一人津田三藏
 守山といふもの突然抜劍し露國皇太子の右方
 署詰より其頭部に切り付くること二回皇太子は大
 驚き直に車より飛び下りて左方の路次に逃

凶變の次第

從せず伊東段本の二人は一行が疏水を下りて
 京都に歸る豫定なれば乗船地に先著^り為^り辭
 して去るか^くて一行は午後二時縣廳を出て再
 び舊路に循つて北に向ふ
 大津の市は道幅極めて狭きが上にこの日は
 拜觀者兩側に^群集したれば中間に開通するは
 僅に五六尺にして車軌を並ぶるを得ず一行は
 警部並に沖知事を先導とし次は接伴係員の一
 人少しく離れて次は露國皇太子希臘親王威仁
 親王次は車從一人次は露國皇太子の隨員^從十餘

有 柳 川 宮

威仁親王の直後には
中右の山家
遺左の山家
東宮を
やかましく
下す

げ入りてその影たに見えず。光漢は剣を提げて
之を追撃せむとしけるに希臘親王は次位に在
りて逸早く之を認めたる。急ぎに車を下り
叱咤一聲手にせる竹杖を揮ひ勢こんで背後よ
り光漢を打ち据えたり。皇太子の車夫は光漢の
兩足を後より親きその倒し。刀
を奪つてその頸部に切り付け。警部は近
ついで之を捕縛したり。警部は近
員等は前方に於て喧囂の聲を聞きのみ。接伴係
の何事なるかを知らずしてはして難し。

皇太子の侍醫は驚愕と恐怖とに因りて戦
慄するのみ。その他の随員は一齊に天を仰いで
奇聲を發し足踏つ。さながら祈禱を為すもの
如く。悽愴の氣場に滿つ。皇太子は一たび路次
に身を匿せしか。再び出で、道の左
る兵服商の塵頭に。接伴員を呼びかけ

皇太子は威仁親
王は直に御車
りて事の次第
問はむとせら
るに皇太子は
遠く

異人を斬つたと叫ぶものあるに因りて
驚き倉皇車を下りて現場に馳せ集らむとせ
し。混雑の甚しく警部は止むを得ず
剣を押し合はれ合ひな。小から群衆を制す
皇太子の侍醫は驚愕と恐怖とに因りて戦
慄するのみ。その他の随員は一齊に天を仰いで
奇聲を發し足踏つ。さながら祈禱を為すもの
如く。悽愴の氣場に滿つ。皇太子は一たび路次
に身を匿せしか。再び出で、道の左
る兵服商の塵頭に。接伴員を呼びかけ

西川宮

再び滋賀縣廳に向ふ

を顧みてこは曩に威仁親王より貸し與へられ
 ともなるが今は用なき故殿下に返し呉れよ
 と仰せらる次いで呉服高の家の奥まりたる一
 室に臥床を設けしばらく休息せらるべきよし
 接伴係員より申し出でしに皇太子は之を可か
 因り再び人力車に乗せ奉り轆を回して南に向
 かり第九聯隊の一中隊は變を聞いて直に馳せ
 至りしを以てこれに命じて前後左右を護衛せ
 しめ随員接伴係員皆徒歩にて随従す

海軍軍醫總監
 醫學博士
 高木兼寛
 並に大塚勲
 ヘルツの三人
 御座

新聞通信記者の一人異人を斬つたといふ叫聲
 を耳にするや電信局に駆けつけて東京
 に打電せしものありし故折角の御注意も遺憾
 なから無効に畢りきかくて電報を以て皇太子
 負傷の模様を奏上し陸軍軍醫總監醫學博士橋
 本綱常を速に差遣せられたく且つ恐れながら
 御見舞の為め行幸相成りたき旨を電請せらる
 皇太子すでに縮帯を施し血に染みし手
 巾を有る今冷水にて洗滌し萬里小路式部官

旅館附近の戒嚴

帰館せらる

發せしめむと
 かしとの事なれば止むを得ず三時五十分發の
 通常列車を待つて之に乗せらる縣廳より停車
 場に至る間には第九聯隊の諸兵堵列して警戒
 し聯隊長歩兵中佐高橋維則以下將校若干名は
 隨員 接伴係員とともに徒歩にて隨從
 皇太子は七條停車場下車し親三
 人カ車に乗じ五時十五分常盤ホテルに帰館
 せらる親王又命を下し大津衛戍本部より儀仗
 衛兵一中隊 名古屋第三師團より憲兵數十名

露國皇太子京都に

皇太子は縣廳に至りて樓上に少憩
 て軍醫病院長も伺候し且つ隨員中に侍醫も
 あることなればこゝにて創口を縫合せられて
 は如何と一同より勧めしが皇太子は断然拒絶
 せられ予は予の意に適する旅館の寢所に於て
 治療を受くべきぞと仰せらるこの時出血は
 未だ全く止まず十分の手當なきに數ば移動せ
 らるゝは聊か掛念の氣味なきに非ざれども嚴
 命なれば力なくその終京都に帰館せらるゝこ
 ととなれり仍つて馬場驛より臨時列車を

手術を行ふ

上部頭髪の中に^在り前より後にかけて二箇所
 その長さ一は九センチメートル一は七センチメ
 ートルにしてその深さ^未だ頭蓋骨に達せず
 といふ手術後皇太子は脈搏體温ともに平常に
 異ならず臥床の上にて極めて安静に就眠せら
 る[。]この時親王は希臘親王と一室にて對談せら
 れしにやがて軍醫長は徐に室中に入り來り皇
 太子の創は格別深からず唯だ兎漢の使用した
 る劍に毒物にても塗布しあらば聊か憂慮して

を呼び寄せて旅館の附近を戒嚴せしむ。

差遣を電話せし

明日ならでば到着せ

戸の各病院長にも打電

高雄八重山の軍醫長等と前後して

九聯隊の軍醫長も初に滋賀縣廳に伺候し次い

いで、まて随從しぬ。神戸なる露國軍艦の軍醫

長は變報に接するや否や臨時車に乗じ

午後一時常盤五^テに到着し

露國軍艦軍醫長
 彼ら向修す
 かりや、諸員は
 今午、^テに到着し
 午後一時常盤五
 午後一時常盤五

川宮

露國皇太子の容體

太子の旅館を過ぎ親しく容體を問はせらる蓋
 し天皇は凶變の報に接するとともに同親王を
 京都に差遣せられしに因り親王直に發京乃ち
 此事あり正午に近く威仁親王皇太子に面して
 其後の經過を問はれしに前夜は九時間も安眠
 し發熱せず患部に痛みもなしとの事にて快げ
 に對あり午後橋本綱常は池田謙齋高木兼寛
 の御書並に大學御雇教師スクリツパとともに
 に著京して直に旅館に伺候せしに隨從の侍醫
 出でて應接して曰く數は繡帯を換ふるは宜し

能く親王の容體を
 露國皇太子の容體を
 御書

テルに於て饗應を受けしがその先つて帰途に
 就きしものは停車場に至りて入浴せし軍
 醫等に遭ひこゝにはじめて凶變を傳聞し急に
 也阿彌に引きかへし居残りし者どもと相合し
 て狂呼怒喊し喧囂制すべからずはては食堂に
 闖入して勝手に飲食を為し爛酔の餘殺氣を帯
 びて如何なる亂暴をも働き兼ぬまじき模様な
 りしがやがて上官の譴責を聽し依りて漸く沈靜し
 はては三三五伍に分散して帰艦し
 十二日午前十時能久親王御書として露國皇

晩餐の

有柳川宮

同處に

合

御書

國公使 ウキツチ は皇太子の命に依りて亦
 左同處に至りしに殊に懇篤なる御言葉あり天
 皇は即夜露國皇太子を訪問せらるべき豫定な
 りしが醫員の注意に依りて明日に譲り一先づ
 舊御所に入御あらせらる親王にも引續いて参
 内の上奏聞奉答に時を移させられ藤井大尉は
 宮内大臣土方久元に對して詳細に状況を上申
 すやがて天皇より明十三日午前十時御見舞の
 為め露國皇太子の旅館に行幸あらせらるべき
 旨の御沙汰あり十一時に至り親王はじめて退

天皇の京都著御

からず且つ殿下は閑静を愛し面會を好まれざ
 る故繻帶を換ふる時まで診察を謝絶せらる
 と仍つて同人より容態の概略を聴き取りて退
 出すこの日皇太子は引續いて安静の狀態に在
 り寢衣の俵樓上の欄干に倚りて四邊を眺望せ
 られ絶えて創痍の身に在るを感ぜざるもの
 如し
 この日 表裏特々 天皇は 新橋より 發して西下せられ
 午後八時京都に著せらるゝに因り親王は
 停車場に奉迎 露

露國皇太子花輪を
孝明天皇御陵に供へ
らる

天皇露國皇太子旅
館に臨御

出せらる

十三日午前九時露國皇太子は花輪を孝明天
皇の御陵に供へらる初め太子は三宮式部次長
に囑して京都に到着せば必ず予を先帝の御陵
に案内せよと仰せられしが今次不測の變に遭
うてその志を達せざりしに因り接伴係員山内
式部官に代参を命じ且つ随員陸軍大尉ワルコ
ツフをして同行せしめらる

豫定の如く午前十時天皇は駕を露國皇太
子の旅館に常盤ホテルに枉げらる希臘國シ

熾仁親王の西下

ヨージ親王は玄關に御出迎ありて天皇を
病室に案内せらる天皇は懇に皇太子を慰問せ
られ暫時對の後随員に謁を賜ふ皇太子は天皇
に向ひ本國なる母后よりの電報に帰の上靜
養せよとありなれば早く神戸に還りたしと頻
りに希望を述べられければ天皇これを領かせ
給ひ然らば同地まで御見送申すべしと仰せら
れやがて還御あり

熾仁親王は本日午前五時京都に著し常盤
別館に投宿せられければ亦左皇太子に面晤

露國皇太子の帰艦

午後二時記憶

神戸行幸並に京都還幸

三社之行
名能く皇太子
より神戸に
お越しの御召

せりる。こゝに於て臨時列車の準備を命じ午後四時發車の事に治定時刻前天皇は常盤ホテルに立ち寄り給ひ露國皇太子希臘親王並に熾仁威仁親王と同車して七條停車場に赴かれ尋いで發車。やかて三宮停車場に著するや天皇は御用車に入り御休息の後波止場まで皇太子を御見送あり夜八時再び臨時列車に召し十時二十八分京都舊御所に還御あり

隊憲兵二十名を乗せて嚴に護衛せしめ大隊より歩兵二中隊憲兵五十名を神戸に派出して御道筋を警衛せしむ。此外師團の諸兵は梅田停車場に整列して敬意を表しければ停車中皇太子希臘親王の兩殿下に師團長並に參謀長を招いて特に謁を賜ふ。皇太子乗艦の後神戸御用邸に接伴係員一同師團長及び本日特に出張せる聯隊長大隊長等に拜謁仰せ付けりる。威仁親王を始め接伴係員一同は神戸の常盤樓に止宿するこ

ととなる熾仁親王も、同日同處に一泊せられ
 とが翌十日日午前十時二十五分兵庫發車尋い
 て京都到着の後直に参拜謁午後三時四十分
 常盤に帰著せらる彰仁親王の妃賴子は
 皇後の御使に皇太子負傷御見舞の為め
 日發京の夜京都に著せらる。
 同日露國皇太子より親王を始め接伴係員
 一同を御召艦に招請して午餐の饗應あり皇太
 子は帰艦の少しも異状なく漸次快方に赴き
 初めて繻帶をも改めたりとの事にて快げに對

慰問の爲の威仁親
 王と露國に差遣
 せしむる

能久親王に露國皇

談せらる。
 はじめの天皇の露國皇太子を
 幸ありせらるや車中に於て威仁親王を御前
 に召され慰問の爲め露國に差遣せらる旨の
 御沙汰あり且つ即夜参内せよと仰せられしが
 親王は明日露艦の午餐に臨む約束あるに
 因りその旨を奏上して猶豫を乞ひ日午
 後露艦を辭するや直に京都に赴いて参内拜謁
 せられしに差遣の事愈よ公表あり
 露國皇太子の接伴は改めて能久親王に仰せ付

太子の接伴を仰せ
付けらる

親王露國皇太子に
告別せらる

けられ且つ樞密顧問官海軍中將子爵榎本武揚
 式部官兼有栖川宮家令齋藤桃太郎の三人に親
 王の随行を命ぜらる、旨宮中顧問官伯爵伊藤
 博文より御説を傳ふ當時總理大臣以外の各大
 臣は伊藤伯とともに京都に滞在したれば、
 に臨時政府を現出したるの看あり且つ全國よ
 り御見舞の為に各種の團體並に有志者等しき
 りに出入し、の混雜譬ふるに物なし。
 ○○親王は常盤に○に○せられ十五
 日午前能久親王とともに神戸に至り十一時三

海軍中將子爵榎本武揚
齋藤桃太郎

親王の帰邸

十分ともに露國皇太子を御召艦に訪問せ
 親王は露國差遣の使命を拜し同時に能久
 親王代りて接伴を仰せ付けられたる旨を告げ
 られしに皇太子は親王曩日の勤苦を勞ひ且つ
 我が帝室の好意を深く感謝せらる。○○親王
 は齋藤家令藤井大尉を従へて一たび京都常盤
 ○○に帰著せられし後十六日午前零時三十
 分○京○發車午後五時十六分新橋に著し停車
 場より直に参内して皇后に拜謁せしに折から
 時刻なればとて夕餐を賜はり次いで青山御所

有栖川宮

光變に對する露國上下の狀態

に參候し九時はじめ帰郎せらるる
 露國に於ては皇太子遭難の報
 や先行者を以て前年同國公使館に聞入して亂
 暴を働きたる壯士と同じく慄悍なるサムライ
 の階級に屬するものと誤想し或は虚無黨の主義
 に本づく或は外國の使喚に出づるものと
 皇太子の安全に就いて甚しく掛念せしが
 特命全權公使西徳二郎は同國外務大臣
 ドギルス數次面會して辯疏甚だ方めはじめ
 て疑惑を氷釋せしむるを得たり

露國帝室の意嚮

露國皇帝並に皇后は引續いて我が帝室並
 に皇太子より發したる電報を受領し今次の凶
 變は國際上社會上には何等の關係なき一巡查
 の精神的發作に本づく一時の暴行に外なりざ
 るを知了してはじめて安心し次いで我が帝室
 と人民とが之に對して極めて眞實に親切に善
 後の處置を為しつゝある由を傳聞して大に滿
 足し將來何等の補償をも要求する意志なき
 ことを公言せり

229 威仁親王差遣に就

威仁親王差遣の事すでに治定するや西公使

いて露國へ照會並に回答

厨閣ノ下ニ快キ子ニラサレヘリ且ツ

より取り敢へず露國外務大臣に其旨を照會せ
 同國皇帝はこの上慰問の表證を受くる必
 要を認めず且つ近々旅行の企圖ありて接待上
 禮を失はむことを^懼るゝが故に一先づ見合せ
 られたしと仰せられし由の回答あり次に我が
 帝室と人民とは皇太子が全快の後^中内地旅
 行を續けられたく止むなくは東京だけにも來
 遊せられむことを希望する旨申達せしに外務
 大臣はこれに答へて來示の趣必ず奏上すべけ
 れどもそれは御父子間に於て如何にも決定せら

露國差遣見合となす

るべくもとより臣子の容喙すべきところに非
 ずとい^いひ^しと^そる
 前述の如く親王は露國行準備の爲に十六日
 を以て歸京せられしが十九日に至り俄に^{差遣}
 差遣を見合せらるゝ旨宮内大臣^{土方}元より
 電報あり仍つて其行を輟めらる。抑も今次の差
 遣に就いては外務當局と露國との間に數次の
 交渉往復を重ねしかも或は彼此意思の^{貫徹}
 ざるを疑ふものなきに非ざりしが差遣中止の
 根本的理由が露國の辭退に在ることもとより

いて露國へ照會並に回答

より取り敢へず露國外務大臣に其旨を照會せしに同國皇帝はこの上慰問の表證を受くる必要を認めず且つ近々旅行の企圖ありて接待上禮を失はむことを^懼るゝが故に一先づ見合せられたしと仰せられし由の回答あり次に我が帝室と人民とは皇太子が全快の後内地旅行を續けられたく止むなくは東京だけでも來遊せられむことを希望する旨申達せしに外務大臣はこれに答へて來示の趣必ず奏上すべけれども^もは御父子間に於て如何にも決定せられ

露國差遣見合となる

るべくもとより臣子の容喙すべきところに非ずとい^ひ前迹の如く親王は露國行準備の爲に十六日を以て歸京せられしが十九日に至り俄に差遣を見合せらるゝ旨宮内大臣^{土方久元}より電報あり仍つて其行を輟めらる。抑も今次の差遣に就いては外務當局と露國との間に數次の交渉往復を重ねしかも或は彼此意思の貫徹せざるを疑ふものなきに非ざりしが差遣中止の根本的理由が露國の辭退に在ることとより

西川宮

能久親王の歸京
露國皇太子の浦鹽斯
德著港

先著午後七時御召艦の我が各艦の右舷を過り
 日暮候し三艦代り二十一日發の禮砲を放ち
 御召艦より答砲あり次いで彼此の各艦齊に
 登術式を行ひ次に八重山に於て露國の國歌
 並に送別の曲を奏するや御召艦に於ても我が
 國歌を奏し之に答へやがて東西に別れ去り
 親王は二十六日を以て歸京せらる露
 國皇太子は二十三日浦鹽斯德に著港同日御親
 電にて身體頗ル壯健ニ付キ御安慮アラセラレ
 タシ曩ニ日本滞在中陛下竝ニ皇后陛下ヨ

同處を過りて彼此の禮砲を放ち

露國皇太子の出航
下關港外まで見送

都を發せらる午後零時三十分御召艦アソバ
 號に臨御午餐會食を畢し後皇太子に對し
 て懇懃に告別の御言葉あり二時同艦を辭して
 御用邸に御休後再び別仕車に乘りて
 神戸を發せり此四時五十分京都に著御五
 時十五分舊御所に還御あらせらる
 露國皇太子の御召艦は同日午後四時四十分
 拔錨浦鹽斯德に向つて出航す親王は其伴係
 八重山艦に乗じて武藏高
 雄の二艦とともに二十日下關港外の六連嶋に

アソバ

皇太子の浦鹽斯徳
發車
後月輪東山陵參拜

リ蒙リタル懇篤ナル御待遇及ヒ御厚意ハ余が
好記念トシテ最モ深ク感銘スル所ナリとの旨
を天皇に申達せられしに天皇よりは安著を慶
せられ且つ皇后トトモニ常ニ殿下ノ幸福ニシ
テ壯快ナル旅行ヲ續ケラレニコトヲ祈ルとの
御返電あり
て靜養すること旬日その間日地鑿道停車場の
起工式に臨みまどし六月二日同地を敷し西北
利亞を經由して露都に向はせらる
二十日午前天皇後月輪東山陵に參拜あり熾

東京に還幸
熾仁親王の歸京

皇后より熾仁威仁兩
親王に御料理を賜
熾仁親王本邸に歸

仁親王これに供奉せらる。二十一日別仕立汽車
に乗じ午前九時三十分京都を發し午後五時五
十分靜岡に下車せられ大東館を以て行在所と
なす。二十二日午前八時發車午後零時五十
五分宮城に還御熾仁親王は供奉例の如く還御
の後直に拜謁あり尋いで退朝して芝假邸に入
らせらる。
二十四日皇后より御思召を以て熾仁威仁兩
親王に御料理を賜はり連日鞅掌の勤苦
を勞はせ給ふ。次いで六月八日熾仁親王の芝離

住せらる

希臘親王横濱に至る

縣知事警務部長並に大臣の免職官

官假郎を引拂うて妃ととも霞關本郎に

歸住せらるゝや御内儀より女房奉書を以て御

料理竝に御酒二樽を下賜せらる

希臘國ジョージ親王は六月二日浦鹽斯徳に

於て露國皇太子と別れし獨り引續いて東航し

やがて横濱に寄港し九日午前親王同

地に至りてその起居を問はる

これより先滋賀縣知事沖守固同縣警務部長齋

藤秋夫は五月十六日を以て外務大臣青木周藏

は同月二十九日を以て内務大臣西郷從道は六

車夫の殺勲

津田三藏の處刑

月一日を以て各々の免ぜらる皇太子遭難

の折兇漢を打倒して捕縛を容易にしたる車夫

向畑治三郎北賀市太郎の二名には後日露國帝

室より殺勲の上年金を下賜せらるゝ旨の沙汰

あり最後に兇漢津田三藏の處刑に就いては大

津地方裁判所に於て大審院公判を開き審理の

末謀殺未遂の罪に問ひ五月二十七日無期徒刑

の宣告あり露國皇室はこれに對して不満の念

を懷きしとも見えず同國の諸新聞紙はこれ

の事を全く念頭に置かざるものゝ如く唯だ報

三藏の服役並に病死

親王の功績

道の電文を掲載せしのみ
 治監に於て服役せしが未だ半歳ならざるにこ
 の年九月三十日肺炎に罹りて病死せり
 往來露國は我が邦に對して好意を寄するこ
 と淺からざりしに因り今次^露國皇太子の來游
 に就いては舉國一般衷心より之を喜び十分の
 歡迎を為して必ず満足を與へ且つ將來の國交
 を厚くせむことを期したりしかも區々た
 る一匹夫の兇行に因つて違般誠意を實現する
 を得ず當事者の失態はもとより辯護の餘地な

その後三藏は釧路集

になしに於て帝室と人民とが深く之
 を遺憾とし且つ皇太子不慮の^危對して有らむ
 限りの同情を寄せしは理當に然るべきところ
 國民中には露國がその國力の強き
 と國威の盛なる^を時みこれを口實として復讐
 的如何なる暴舉にや出でむかと憂慮して措
 かざるものさへありしが遂に其事圓滿
 なる解決に依りて國交上何等の障礙なかりし
 は幸に皇太子の創極めて輕微にして性命の虞
 なることその一因たるべきも職として善後

西川宮

しかも至難の局に當りて
 果を収め上は宸襟を安んじ奉り下は國民憂惕
 の念を釋き得たるは疑もなくその挾持すると
 ころ甚だ大なるに起因するものにして獨り天
 資自然に高く在すのみならず平生修養の功洵
 に拜察するに堪へたりあ、偉なるかま

天皇が記の電符を納小すやれ驚き喜ば
 行幸の上懇篤なる御訪問ありしことと御の接
 伴の主位たりし親王が御給三城を以て之に臨
 び御給の御是を以て之を御給なりしは更
 ん大なるものなるを疑はれ御給を常日遠の御
 以奉りて快刀御給の御給御給を
 為し一肯察に中りて此の遺漏と差誤となか
 りしは如何なる讚辭を以てするもこれに蔽ひ
 盡すこと能はざるべし顧みれば親王の時年
 方に三十未だ世故に老けたりと謂ふべからず



有
 川
 宮

第十章

高雄千代田の艦長並に

横須賀海兵團長

丁汝昌の参郎

明治二十四年七月、清國北洋艦隊水師提督丁

汝昌、定遠、鎮遠以下、軍艦六隻を率ゐて横濱に入

港し、尤日参郎せしに因り、親王、斌仁親王と

丁汝昌等を招請せ

る。十三日、丁汝昌を始め、各艦長

以下、乗組士官一同、清國公使、同館員並に、陸

海軍大臣、参謀次長以下、員艦隊乗組士官等を

本邸に招請して、立食を饗せらる。その間、式部職

の樂師に命じ、園中に奏樂して、興を添へしむ。宴

釜山入港

舞子に至る

計畫あり、**次**の建築に着手し、**數年**を経て竣工す。舞子別邸即ち是れなり。**親王**西下の際餘暇あらば必ず此に立ち寄り、**邸**竣工前は同地の左海屋に投宿するを例とせらる。九日神戸**抜錨**、**薄暮**、**御舟**洗舟に**投錨**。十日早曉**抜錨**、**晩**に門司に入港す。十一日一たび**抜錨**せしが、**機關**に故障を生ぜしを以て、**直**引返し、十二日午前五時再び**出**、午後六時朝鮮釜山に著し、十三日午後上陸、領事館に於て晚餐の饗應を受け、**初**更の頃、**帰**艦せらる。居ること五日、十七日午

朝鮮及び日本海巡航の途に上り

左海屋に投宿す別邸建築の跡此地に覺せし

舞子別邸の由來

は午後四時に始まり六時に至りて各退散す。八月二日朝鮮及び日本海巡航の爲に高雄艦に搭乗し、三日午前六時品川**出**、九時横須賀に入港、**軍需**品の積載を畢り、午後三時**抜錨**、六時館山に入港。四日午前**近**海に於て大砲教練射撃を施行し、六時に始まりて十一時に畢り、**抜錨**。六日早曉神戸に入港するや親王は上陸して舞子に至り、翌七日薄暮**帰**艦せらる。これより先、二十一年の末熾仁親王は、地を兵庫縣明石郡山田村に購ひ、行く／＼別墅と爲すの御

前九時^{ち船}霧雨はじめて、^{ち船}歛まり、天氣晴朗、南風しきりに至る。十八日午前^{ち船}、^{ち船}陸地を望みたるに、^{ち船}因りて、^{ち船}急に針路を轉じ、八時、^{ち船}隱岐嶋前の港口に向ひ、九時、^{ち船}別府に投錨、直に上陸して、後醍醐天皇遷幸の址と稱する黒木御所を觀覽あり。午後一時、^{ち船}拔錨、三時三十分、^{ち船}嶋後西郷に入港。十九日午前六時、^{ち船}出航、^{ち船}嶋民中の有志者は、數隻の和船に分乘し、^{ち船}舷頭に國旗を掲げて、港外に奉送す。午後七時、^{ち船}宮津に入港。二十日午前には、^{ち船}陸戦隊操練、午後には、^{ち船}艦外火災操練を施行し、

舞鶴、青森、函館を經由して品川に帰航

三週間の静養

薄暮上陸、橋立の佳景を一覽せ^{ち船}。以後、^{ち船}切戸の文殊に参詣あり。二十三日以後は、^{ち船}諸種の操練を為して、^{ち船}殆ど虚日を^{ち船}なし。二十九日、^{ち船}轉じて舞鶴に入港、^{ち船}居ること旬餘、^{ち船}尋いで又北航し、九月十五日には、^{ち船}青森に、十月三日には、^{ち船}函館に、^{ち船}入港し、三十一日午前、^{ち船}品川に廻航し、即日、^{ち船}帰郷せらる。十一月後、^{ち船}頭神経痛に罹られ、^{ち船}に因りて、^{ち船}轉地療養^{ち船}を為^{ち船}す。三週間の賜暇を願ひ出で、十月五日、^{ち船}一たび白河地方に赴かれ、^{ち船}十九日、^{ち船}帰郷し、二十日、^{ち船}鎌倉に至りて、^{ち船}三橋旅館に投宿せらる。

露國東洋艦隊司令長官以下を本邸に招請す

十二月三十一日、妃^マ裁仁王も亦た同所に来り
 會^セれしに因り、幸に寂寞たりず、悠々起卧、凡そ
 一旬、十二月一日に至り、^御同帰邸せらる。
 十二月三日、露國東洋艦隊司令長官海軍中将
 ナ^クモ^クフ、海軍少將チルトフ、海軍大尉クラド、
 同エベルハルト、同國臨時代理公使アンドレ、
 スチニグロ、及び前^今日同國皇太子來游の節、接
 伴員たりし我が文武官若干名を本邸に招請し
 て、晚餐を饗せら^レ。午後七時、^集九時退散。五日、
 天皇在京の各鎮守府司令長官、常備艦隊司令長

葉山別邸の由來

はじめて葉山別邸に至る

官等を召して、管下の状況を御聴取あり、畢りて
 午餐を賜ふや、親王も亦た^召來^レて^席、爾後
 以て例と為す。
 二十五年一月四日、御思召を以て、金時計一個
 を賜ふ。^先前年七月、親王の御好みに依
 りて、地を神奈川縣三浦郡葉山村字^{一色}に購ひ、
 在來の家屋を修補し、松雲館と號して、游息の處
 に充てらる。葉山別邸、即ち是れなり。^{〇〇}五日、
 親王、裁仁^王を伴うて、はじめて同處に至り、淹留旬
 日、十四日に至りて、帰邸せらる。

有西川宮

朝鮮上海巡航

上り

本初治を去り朝鮮法回の宮
二月八日朝鮮上海巡航の為に復た高雄艦に

遠州洋の風波

船中紀元節
船中紀元節
船中紀元節

二月八日、朝鮮上海巡航の為に復た高雄艦に
搭乗し九日午前八時三十分横須賀前日
に差しかかり頃より更に風力増し十一時
頃その極に達し加ふるに艦は潮流に妨げられ
進行頗る遅々たり。○の街前○附近に至れば
船體の動搖愈よ甚しはては潮水甲板を洗ひ
流沫瀉下して瀑の如く遂に機關に故障を生ぜ
しを以て十日午前四時同地の沖に投錨するの
止むを得ざるに至れり。すでにして風力次第に

鳥羽に入港

艦中の紀元節

神戸入港

減せしを以て九時出航成るべく針路を陸地に
接近せしめ航行約半日午後七時三十分鳥羽に
十一日は紀元節に當るを以て艦には満艦飾
を施し艦上に於て遥拜式を行ひ二十一發の祝
砲を發しその畢るや親王より副長以下士官は
立食下士卒一同には酒二樽を賜ひければ艦中
歡を盡してこの佳節を壽かざるものなし午後
五時風波すでに飲まつて海上極めて平穩
なり。十二日午後三時三十分神戸に入港するや
親王は例の如く舞子に至りて一泊し十三日別

巨文嶋に著

入港。十九日快晴海面殆んど波なく發航以來初
 めて觀るところの好天氣なり。午前七時
 後一時釜山に著こゝに石炭の積載を畢り午後
 七時出帆。二十日午前八時三十分巨文嶋に著す。
 巨文嶋は朝鮮全羅道に屬し一に三山嶋と名づ
 け洋人は別にポイント、ハミルトンと稱す。明治十
 八年四月露國が阿富汗境上のペンデを略取し
 英國との間に葛藤を惹き起すや英國は露國艦
 隊の南航に備ふるが為に先づ此嶋を占領せり。
 時に清韓宗屬問題未だ解決せざるを以て此舉

(港)

壹岐對馬經由

邸に立寄り尋いで歸艦せらる。十四日午前六時
 神戸出港。夜來飛雨。午後三時頃わ
 づかに歇みしが天色未だ全く晴れず風力亦左
 強し。十五日午前九時門司に入港。寒氣殊に劇し
 く降雪終日。十七日午前六時三十分六連嶋
 を過ぐる頃より西北風雪を挾んで大に至りし
 が次いで晴る。但し風勢猶ほ依然たるに因り
 對馬への針路を變じて壹岐に向ひ午後五時三
 十分郷ノ浦に入港。十八日風波漸く平かなるを
 以て午前八時抜錨。午後三時三十分對馬竹敷に

有柳川宮

上海入港

に差しかかりしが夜來の飛雨未だ歇まず風濤
 太を險且つ煙霧深く立ち罩められたれば水先案内
 の何處に在るかを知らず艦は速力を減じて江
 口を上下すること一時間ばかり仍つて端艇を
 卸し水先案内を物色して本艦に拉し來らしめ
 然る後全速力を以て江口に進入せしが暮色昏
 然兩岸に低迷するに至りしを以て取り敢へず
 吳淞に投錨し二十四日早晨引續いて江水を溯
 航し午前八時はじめて上海に著す會ま佛英伊
 西米等諸國の軍艦も此に碇泊し居たるを以て

上海出航

廣くは幸四の
 祝賀を呈せし
 待衛官さん

初め
 上海出航
 上海出航
 上海出航

親王は午後訪問次いで領事館に立寄
 り薄暮帰艦せりる二十五日在留日本人の夜會
 に臨み二十六日副領事並に天龍艦長等を艦内
 に招き晩會を設けりる
 二十八日午前十一時三十分上海出航午後四
 時江口に出づ前日來陰晴定まらず晩に及びて
 風勢頓に加はり天候益す險惡なるを以て八時
 三十分馬鞍嶋附近に投錨す二十九日風の漸
 靜まるを候し午前十一時投錨海上平穩なれど
 船體の動搖猶ほ未だ止まず三月二日午後二

那覇入港

時、那覇に近づくと、雨氣四合し、
 飛足を辨せしむるに、港外を往返したる後、
 先行の武藏艦が先んじ、唐船口より入港す
 るに因り、高雄は、大和口より
 入港せむとせしに、會ま暗礁の艦首に當るあり、
 附近に居合せたる漁夫の叫聲に因り、初めて之
 を知りしが、艦長たる親王は、この危機一髪の際
 に處して、毫も急遽の氣色なく、直に機關の後轉
 を令せられければ、幸に大事に至らず、四時漸く
 入港するを得たり。三日、沖繩縣令丸岡莞爾の請

大嶋停泊



に依りて、午後二時上陸せらる、也、高等官一同
 は波止場に奉迎し、首里分遣隊よりは儀仗兵を
 派出して、前後を護衛せしむ、かくて接待所に至
 り、しばらく時を移せし後、五時帰艦せり、五日午
 前五時、大嶋海峡を過ぎ、八時久慈に入
 港し、石炭の積載を畢り、七日午前八時、
 西北風の稍、和ぎたるを候して、抜錨せしに、
 中が、港口より出づれば、風力再び加はり、船體
 の動搖殊に甚しきを以て、艦首を轉じて、再び入
 港し、八日午前八時、出帆、風は既に静まりしが、濤

竹敷入港

②
海軍方海軍は、
日向向より来る
は、島にあり、
は、島にあり、
は、島にあり、
は、島にあり、

は危険なるべしと申せしに、親王は微笑して否
 とよ、予は艦長としての職務に當る場合には随
 行者を具したることなすと仰せられしとぞ。
 居ること二旬三十日午前九時、長崎出航諸艦
 とともに五嶋沖に至りて、艦隊縦陣形運動中
 に於ける射撃演習を施行す。三十一日午前八時
 出航神嶋に至りて、着發信管装填榴弾の發射を
 試み、一時出航午後零時三十分假
 屋に著五時再び出航四月一日艦隊を擧げて竹
 敷港口に近づくや、高雄は嚮導たるべき旨の命

朝出航したるに、果然港口には敵の布設し
 水雷ありければ、直に廢艦旗を播頭に掲ぐるの
 止むを得ざるに至れり。親王が先見の明かくの
 如く、しかもその進説未だ十分に實施せられし
 に因りて、この失態あり、いかに遺憾に覺されけ
 る司令官が恐懼して措かざりしも亦た宜なり
 といふべし。この折の事かとよ、さきに御思召に
 依りて特に派遣せられたる侍從東園基愛は、會
 ま高雄に坐乗しけるが親王が旗艦に赴かるゝ
 に際し、暗黒中燈火もなく、單身乗艇せらるゝ

有栖川宮

有栖川宮

佐世保軍港に集合すべき旨の命令

令を受けたるに因りて、先頭に立つて航行し、十時入港午後二時一たび抜錨せしか、風勢極めて強、進行困難なるに因りて再び竹敷に入港す。翌二日艦隊司令長官より各艦は便宜に集合すべき旨の命令ありしが、時風雨なほしきを以て各艦皆躊躇して抜錨せず。親王は雲行の模様によりて、数時間後には風向必す北に變じて順風を推測せられしかば午前ひとり怒濤を衝いて出航せられしに、果然風向北に變じて順風

右命令の執行

3

となり、外洋は意外にも波平なるを以て航行甚だ快なり、すべにして高千穂艦も亦た相次いで出航し、全艦隊中この二艦のみ命令を實行して、指定の時刻までに佐世保に入港するを得たるを以て、後に司令長官は親王に對して懇に謝意を表したりといふ。親王が觀察の精細なると判断の正確なるとは、更にも言はず、苟くも長官の命令とあらば、萬難を排して必ず之を決行すべしといふ堅固なる意志を抱藏せられしこと、この一事を以て概見すべし。

江田嶋神戸を経て
品川に帰航

十一日午前六時佐世保出航午後二時長崎に
入港十四日出航江田嶋を経て神戸に著し
本二日、二十三日出航二十五日品川に入港せし
が晩來風雨漸劇しきを以て上陸せられず別
當家令以下出迎の者どもは止むを得ず皆引取
りしが翌二十六日は幸に快晴なりしを以て午
後一時上陸帰邸せらる。

日本海員救済會
總裁

これより先三月の末日本海員救済會會長男
爵赤松則良より會員一同の仰望を以て親王を
總裁に推戴せむことを願ひ出でしに因り

露國勳章受領

四月二日承諾の旨を答へらる。

五月三十日夜露國代理公使アンドレー、スチ
エグロ一參郎同國皇帝より贈進せられしサン
スタニスラス大綬章を捧呈す親王はこれを

受領せし後一たび内に入り次いで之を佩用し
て臨席し同公使隨員並に宮内大臣別當參謀次
長等參列諸員は晚餐を饗せらるる時は至りて

葉山別邸に淹留

六月一日妃慰子並に裁仁王實枝子
女王を伴ひて葉山別邸に至り淹留半月十六日

海軍將校端艇競漕

に至りて帰邸せらる。これに先つこと一日親王は

會總裁 〇〇〇〇

〇〇〇〇

端艇競漕會に臨席

海軍將校端艇競漕會の總裁たることを承諾せられ仍つて即日葉山より上京参内、來る十九日同會を墨田川上流に開催すべきに因り天皇皇后に臨場せられむことを奏請せしに、尋いで皇后行啓の儀仰せ出さる。十八日親王妃ととも、角筈華龍園に催されたる南叡會の集會に臨席せらる。十九日端艇競漕會に臨席。この日正午頃皇后皇太子先後して行啓あり、初めに侯爵徳川篤敬邸に少憩せられ次いで御覽所に臨まれ、競漕を見そなはせし

九州沿海巡航

千代田艦長に轉補せらる

後午後五時頃還啓あり又兩陛下並に皇太子より各金圓を下賜せられしに因り親王帰邸前に参内し、次いで東宮御所に参候し、謹んで御禮を言上せらる。

七月一日九州沿海巡航の爲に復た高雄艦に搭乗し、即日品川航行未だ月に盈たず、二十六日任務を畢りて品川に帰航し、尋いで上陸歸邸せらる。九月六日千代田艦長に轉補せらる。八日九日の兩日高雄艦乗組士官候補生以上を本邸に招請して、晚餐を饗せらる。

有栖川宮

内國各港巡視

十月十日内國各港巡視の為に千代田艦に搭
 乗し即日品川東十五東日室蘭に入港それより
 日本海岸に沿うて次第に南航し二十五日舞鶴
 に著し二十八日萩に停泊三十一日佐世保に至
 り一たび北に旋つて博多灣に入りしが十一月
 二十三日再び佐世保に入港し二十七日神戸に
 著三十日品川に帰航し尋いで上陸帰邸せらる。
 二十六年一月二十八日九州沿海巡視の為に
 横濱東に至り東千代田艦東に搭乗し即日東出航東二月
 二日竹敷に至り三日佐世保に入港居ること數

九州沿海巡視

海軍次官並に司令長官等と本邸に招請せらる。

日にして再び發し九日鹿兒嶋灣に入り十五日
 三津々濱に著二十二日朝神戸入港二十七日清
 水港に著三月一日横須賀に入港翌二日上陸帰
 邸せらる。
 十日海軍次官伊藤雋吉海軍參謀部長中
 牟田倉之助兵鎮守府司令長官有地品之丞横須
 賀鎮守府司令長官伊藤祐亨佐世保鎮守府司令
 長官井上良馨常備艦隊司令長官相浦紀道海軍
 技術會議議長福嶋敬典等を本邸に招請して午
 餐を饗せらる。

有栖川宮

吳港廻航

十一日吳港に廻航する為に復た千代田艦に
 搭乗し即日品川出帆海上極めて平穩にして近
 年罕に見るところの航海なりしが十二日薄暮
 より降雨頻りに至り夜半に及んで益す
 烈しく風力亦暴なりはじめは土佐
 沖を航行する豫定なりしが俄に轉じて針路を
 瀬戸内海に取り十四日午前九時吳に入港し艦
 の入渠中司令長官舎に止宿せりる十八日早
 朝より参謀長等とともに附近の山野にて免狩
 を試みられしに意外の大獵なりき二十二日司

神戸停泊 馬心遊

令長官を始め大佐並に相當官計十二名を艦内
 の晚餐に招請せりる二十三日午前十一時出帆
 豊後海峡に於て夜中に大砲射的を施行しその
 畢るや午後九時出帆二十三日午後神戸に入港
 修理の為に停泊月餘の末に及ぶ
 御用邸に止宿し閒暇の折々は自轉車に乗じ
 て京都奈良吉野等を巡遊せられしことあり四
 月三十日五月一日午後武豊に入港し二日
 出帆三日午後品川に
 廻航し
 歸邸せら

有栖川宮

露國艦長等を本
邸に招請せらる

支那朝鮮近海巡航
の途上より

五月七日、露國軍艦アミラル、コルニコフ號艦
長エルチヤテフを始め、同國全權公使、同公使館
員等を本邸に招請して、午餐を饗せらる。
六月一日、支那朝鮮近海巡航の為に復た千代
田艦に搭乗し、即日品川出航。三日正午神戸に著
し、四日轉じて、由良に投錨。五日より砲臺射撃施
行。豫定なりしが、雨天の故を以て六月より開
始し、十日に至りて終了。十二日、神戸に歸著居る
こと數日にして、再び出航。二十六日夜、長崎に著
し、二十九日出航。七月二日、芝罘に入港。

威海衛に著

停泊し

旅順、海洋嶋を經由
して仁川に入港

四日にして、七日、威海衛に著。時
清國北洋艦隊の旗艦定遠を始め、軍艦數隻碇泊
し居たるを以て、定式の訪問あり。九日出航。
十日午後、沽に著。十一日午前、天津領事並に公
使館附陸軍士官等、奉迎の為に、直隸總督衙門の
小蒸汽船を本艦に寄せしに因り、これに乗じて
上陸し、直に汽車にて天津に赴き、領事館に滞留
すること二日。十三日、歸艦。十四日午前出航。旅順
海洋嶋を經由して、十九日、仁川に入港。八月二日、
兵に廻航せらる。や、直に上陸。汽車にて東上し、

青西川

歸邸

三日午前著京歸邸せらる。

これより先、神戸出航の頃、下痢を病み、次いで

胃を害ひ、その都度、軍醫の診察を受けて服薬せ

られしに、七月上旬、風邪に罹り、その後、頭神経

痛に悩まされ、五六日間、引籠りて療養せられ、漸

く小康を得たるに因りて、艦務に鞅掌せられし

轉地療養

が、實は未だ全癒せず、仍つて三週間の轉地療養

を願ひ出でて、急遽歸邸、即日午後例の如く妃

葉山別邸に淹留

子並に裁仁王、實枝子女王を携へて、葉山別邸に

赴かば、これより優游起居、往々閑に乘じ

て附近の勝地を探られしことあり、就中自轉車

に乗じて三崎に至りしが如き、舟を僦うて天神

嶋に遊びしが如きは、その最たるものなり。平

は、御一同にて秋谷山口の諸村まで散歩せらる

ゝを例とし、又裁仁王を携へて、煙波堆裏に小舟

を泛べ、釣游終日、楽しんで帰るを忘れしことも

天皇より病氣御尋

珍らしからず。はじり、天皇には親王の近状聞こ

し召され、殊の外御心に掛けさせられしかば、八

月六日、特に侍從職幹事公爵岩倉具定を別邸に

差遣され、九月二十日、病氣御尋ねとして、御肴料金

港灣巡航の途上

一	封	を	下	賜	せ	ら	る	。	そ	の	頃	千	代	田	艦	は	旗	艦	巖	嶋
と	と	も	に	浦	鹽	斯	德	に	航	行	す	る	豫	定	な	り	し	が	親	
王	の	主	治	醫	橋	本	博	士	は	當	分	艦	務	に	就	か	ざ	る	を	
可	と	す	る	旨	し	き	り	に	勸	告	せ	し	に	因	り	八	月	十	一	
日	御	附	武	官	海	軍	大	尉	佐	々	木	廣	勝	在	長	崎	參	謀	心	
得	嶋	村	速	雄	に	宛	て	打	電	せ	り	か	く	て	別	郎	に	滯		
在	せ	ら	る	こ	と	二	個	月	に	垂	ん	と	し	ざ	し	も	の	宿		
疴	殆	ん	ど	全	癒	せ	し	に	因	り	九	月	二	十	八	日	御	一	同	
と	と	も	に	一	先	づ	帰	郎	せ	ら	る									
十	月	一	日	午	後	上	野	よ	り	發	車	し	て	青	森	に	直	行		

仮泊

十一日 佐
時同 艦
早 艦

横須賀海兵團長に
補せらる

官津に於て退艦

伊勢山田に至りて熾
仁親王に面せらる

し	同	港	に	於	て	千	代	田	艦	に	搭	乗	し	港	灣	巡	航	の	途
に	上	ら	る	二	日	本	職	を	免	じ	て	横	須	賀	鎮	守	府	海	
兵	團	長	に	補	せ	ら	る	時	に	千	代	田	艦	日	本	海	岸	に	沿
い	て	南	航	せ	し	を	以	て	親	王	は	二	十	一	日	官	津	に	於
て	退	艦	の	上	直	に	出	發	し	て	福	知	山	に	宿	し	二	十	
二	日	京	都	を	經	て	伊	勢	山	田	に	至	る	こ	れ	よ	り	先	熾
仁	親	王	は	神	宮	祭	主	と	し	て	神	嘗	祭	に	奉	仕	せ	む	が
為	に	こ	の	月	十	一	日	京	を	發	し	尚	ほ	留	ま	つ	て	山	田
の	客	館	に	在	し	け	れ	ば	親	王	は	迂	路	こ	れ	を	訪	は	
れ	し	な	り																

伊勢山田に於て退艦
仁親王に面せらる

有栖川宮

御思召を以て金千圓下賜

こゝに於て諸人皆感激し、
 の職に當らむことを誓うて後に退出す。以上
 の訓示を讀むもの、親王の抱負の大なると著眼
 の高きとを容易に、
 處に出仕するに就いて、葉山別郎に止宿せらる
 こと、漸く繁く、勿論所用あらば、随時に上京帰
 郎するを例とせらる。十一月二日、
 付き、御思召を以て、金一千圓を下賜せらる。二十
 日、海軍大臣西郷從道以下、海軍將校及び其夫
 人等十餘名を本邸に招請して、晚餐を饗せらる。

新嘉坡海軍將校に於て今次

十二月二十日、
 鴨獵を仰せ付けらる。や、親王も亦た御沙汰に
 依りて、同處に臨場せらる。

二十七年一月十九日、

横須賀在勤の陸海軍高等官等を海兵團に招請せらる

獨國公使等と本邸に招請せらる

横須賀在勤の陸海軍高等官以上、並に裁
 判官、郡長等、凡そ四百餘名を海兵團に招請して、
 立食を饗せらる。二月五日、新任獨國特命全權公
 使男爵フオン、グート、シミット、海軍少佐クレツ
 チマン、公使館書記官伯爵アルベルト、クワット

皇太后葉山別邸に
行啓

書記譯官法學博士ワイペル	公使館附陸軍中尉伯爵ウエーデルノ等を本邸に招請して午餐を饗せらる。二十五日午後皇太后には葉山御用邸御出門御歩行に	行啓ありしり親王妃並に裁仁王實枝子女王の奉迎を受けさせられ次いで御座所に於て緩々御對話ありし後再び御歩行にて還啓あらせらる。この日皇太后よりは御一同に御包物並に交着一折を下賜せられ當邸よりは御慰として、桃櫻の早咲數枝を	進らせ、その他種々進
--------------	----------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

大婚二十五年祝典に
参列せらる

小演習の為め海兵

祝
止
り
る

獻するところあり。	三月九日、天皇、皇后、大婚満二十五年の祝典を行はせらる。は、午前中親王妃と	も、禮所の御祭儀に参列あり。午後天皇皇后、山練兵場に行幸啓の上陸海軍觀兵式を行はせらる。因り親王妃も、是等之に御参りせらる。此の由り、宮中の御儀あり親王妃も、陸軍	邸せらる。十三日、地方人民の獻品を領つて、葡萄酒一ダース、日本酒一樽を下賜せらる。	日より、横須賀鎮守府に於て、小演習を行ふに因
-----------	---------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	------------------------

有
栖
川
宮

團に滞在

蘭人ライヘー暇乞の
為に参仰

り、~~四月~~親王は海兵團に滞在せらるゝこ
と旬日、二十二日終了せしに因りて、即日帰邸せ
らる。はじめ育英義塾の教師として、親王に英語
を教授せし蘭人ライヘーは、その後父しく米國
に~~帰~~帰國の途次、本邦に立ち寄り親
王に拜謁を願ひ出が、四月二十八日、
~~拜謁~~拜謁を賜ひ、且つ午餐を饗せられ、食
後、熾仁親王よりも拜謁を仰せ付けられし
に因り、恩を謝して退出す。五月十三日、召に依り
て東宮御所に参候し、槍劍術を陪覽せらる。十五

帝國議會開院式
の幸任事

清國に對する宣戰

日、天皇帝國議會開院式に行幸せらるゝに因り、
親王これに供奉せり。二十六日、日本海員救濟會
の總會を開催するに因り、親王總裁として之に
臨場し、且つ令旨を賜ふ。これより毎年、
六月十三日、芝離宮に於て錦雞間祇候一同に
午餐を賜ふ。爾後、屢ば此事あり。
これより先朝鮮の内亂に關し、清國は我に對
して、鄰交に戻り信義を失するの擧に出でしが
故に、遂に國交の斷絶となり、戦争はこの年七月

發車同地に行幸ありせられ熾仁親王も亦左供
 奉として進發あり親王、妃、~~皇子~~ととも新
 橋停車場に至りて奉送せり。この日、皇后、皇太
 子、皇族、同妃を始め大臣、勅奏任官、有爵者等、同處
 に參集したれば、さしものに廣き場面も、立錫の地
 なき程なり。すてにして、歡呼の聲地を動かして
 起るや、さながら他日凱歌の賑はしきを兆する
 もの、如し。



二十~~五~~日、朝鮮豐嶋沖の海戦と、二十九日、牙山の
 陸戦とに始まり、前者に於ては、吉野、浪速、秋津洲
 の三艦、海軍少將、~~海軍少將~~に率ゐられ、清國の軍
 艦、濟遠、廣乙に遇ふや、彼より戦を挑みしに應じ
 て、之を撃破し、後者に於ては、朝鮮の依頼に應じ
 て、同國に駐屯せる清兵の驅逐を目的とし、陸軍
 少將大嶋義昌、混成旅團を率ゐて、~~一隊を下し~~清兵を
 其地より走りしめたり。次いで八月一日、宣戦の
 大詔を頒布せられ、九月十三日、大本營を廣嶋に
 進めらるゝに因り、天皇は、午前七時三十分、新橋

大本營附仰せ付け
らる

第十一章

松嶋橋立の艦長と日清戦役

戦局の動向を南原セツ子に
明治二十七年九月二十八日親王は大本營附

仰せ付けられしに因り十月一日午後御暇乞の

為に参内して皇后に謁し次いで皇太后皇太子の

各御所に参候せらるこの日内閣總理大臣伊藤

博文より來る十五日臨時議會を廣嶋に召集す

るに因り貴族院に列席せらるべき旨の通告あり

り不^レ同^レの^レ衣^レ信^レ正^レ縣^レ廳^レより^レ指^レ定^レせ^レり

が^レ設^レ備^レ不^レ十^レ分^レなる^レが^レ上^レは^レ遠^レ隔^レの^レ地^レに^レ在^レり

に^レ因^レり^レ熾^レ仁^レ親^レ王^レの^レ宿^レせ^レり

廣嶋著

熾仁親王と同宿

旅館水沼本町の平塚町別邸を借り入る
 二日午前六時新橋發車四日午後六時廣嶋に
 下車せらるるや
 水沼本町に立寄り
 次いで大本營に参候したる後
 平塚町別邸に入りせらるる
 これより日々大本營に出仕
 六日吳に至りて軍艦を觀覽あり九日
 都合に依りて平塚町別邸を引拂ひ水沼本店に
 移りて熾仁親王と同宿せらるるこの日熾仁親王
 並に各大臣侍從長陸海軍將校等

同校に幸

海軍學校を産業
 講習長に臨む

軍事視察として
 差遣せらる

陪合仰せ付けらるるに因り親王も亦名を以て熾仁親王とす
 此の如く十一月廿五日長江に於て因り御前には
 仰せ付けらるるに因り御前には
 守聖美宮内大臣元と
 二十日軍事視察として聯合艦隊及び第二軍
 の所在地に差遣せらるることとなり陸軍工兵
 少佐落合豊三郎海軍大尉佐伯闇の二人に随行
 仰せ付けらるるこの日午前親王御暇乞の為に大
 本營に参候し午後宮内省の馬車にて宇品
 に至り三時新發田丸に搭乗せらる熾仁親王
 西郷從道同中将樺山資紀参謀次長川上操六第

即日
 特別

宇品出港

二師團長佐久間左馬太以下陸海軍將校宮内省
 並に本縣の職員等凡そ數百名同處の棧橋に參集
 して奉送す。船は三時四十五分出帆の豫定なり
 しが舵機破損の爲に延引し四時三十分はじめ
 て拔錨。この日皇后より金時計鎖付一個を賜ふ。
 二十一日午前下關に著して石炭を積載し正午
 出航。この日海外に出た付特別の御思召を以て皇
 太后より金五百圓を賜ふ。二十二日未明巨文嶋
 の近海を過ぎ正午左舷に西城嶋右舷に隔音嶋
 を望む。薄暮より北風大に至り。濤山立船體の

魚隱洞投錨並に視察

動搖漸々甚し。二十三日午後四時大同江口の魚
 隱洞に投錨。二十四日午前上陸して兵站監官舎
 に至り陸軍少將福原豐功の案内に依りて倉庫
 病院電信局等を巡見せり。この日旅順占領の
 確報を得たるに因り直に大本營に宛て、祝電
 を發せり。二十五日午前大連に入港して直に
 上陸。午後二時より西砲臺兵營等を觀覽あり。二
 十六日午前八時護衛の騎兵五名を從へ。騎馬にて金州に向ひ先づ第二軍司令部
 に至りて陸軍少將乃木希典等に面し、午食後門

大連入港

金州巡覽

旅順入港並に視察

樓上四邊の形を曠望し十一月
 五日より六日に亘れる攻撃の戦況並に去る二
 十日復州より前進せし敵の騎兵大部隊を撃退
 せし模様等を聴取次いで集積場を一見し薄
 暮大連に歸著せりる
 二十七日午前再び新發田丸に搭乗して旅順
 に入港し二十八日午前上陸第一師團司令部を
 以て宿舍とせし午後黄金山砲臺を巡視し歸途
 第二軍司令部に立寄り司令官陸軍大將大山
 巖に面せりる二十九日午前騎馬に

再び大連入港

264

松嶋艦長に補せらる

て再び軍司令部に至り去る二十一日旅順面壁
 壘圍を奪取せし戦況を聴取水師營に於て午
 餐を畢りし後椅子山に登臨し次いで弾藥庫を
 一見せりる三十日午前病院を訪ひ混成旅團司
 令部及び第十四聯隊本部を午後造船所
 に搭乗し十二月一日水雷營を一覽せし後遠江丸
 に松嶋艦に赴いて聯合艦隊司令長官海軍中將
 伊東祐亨に面し同夜艦中の一泊せりる二日巖
 嶋艦に轉乘八日大本營附を免せられ松嶋艦長

有西川宮

熾仁親王臥病並に危篤

井伊直憲室宜子逝去
以て因りて服喪

忍び給ひしはこれを目睹せしもの、齊しく感
 歎せしところなり。海軍省外務省の御用を以て
 二十八日一月四日親王同腹の妙にして伯爵
 井伊直憲の室たる宜子病を以て逝去せられ
 しに因り服喪定式の如し。五日喪中御見舞とし
 て天皇皇后より御菓子料を賜ふ。十五日曉宮内
 大臣井方元より熾仁親王病に卧して容體日
 に重き旨の電報あり。又参謀官樺山資紀より伊
 東司令長官に宛て御沙汰に依りて親王を至急
 召還す。旨の電報到着す。

有西川

に補せられたる旨の電報に接したるを以て翌
 九日午後同艦に前艦長海軍大佐野村貞
 より事務の引継を受け次いで士官以下總負を
 招集して懇に訓諭せらる。當時松嶋は
 聯合艦隊の旗艦として伊東司令長官之に坐乗
 し居たるを以て主要なる船室並に艦長の公私
 室はともに其使用に屬し艦長たる親王は副長
 室に居らるゝこととなりしが極めて狹隘にし
 て食卓には陪食者二名わづかに坐し得るに過
 きず親王が尊貴の御身を以てかゝる不自由を

有西川

熾仁親王の病氣経過

六日早晨熾仁親王昨日午後病大漸せし旨の電報に接したるを以て倉皇歸装を理め、
 佐渡丸に搭乗して大連より出帆せらるる。
 熾仁親王の聖駕に供奉して廣嶋に到着せられしは前年九月十五日にして翌十六日より大本營に出仕し十一月十三日に至るまで一日の缺勤たにまかりしが十四日より風氣の為に休養せらるること四日尋いで十二月四日復た病を得臥牀半旬にして略ぼ平癒せられしが十二日に至りて俄然發熱し爾後常に低昂ありやが

熾仁親王の薨去

て漸く快方に向はせらるるや池田橋本兩醫の勸告に^返り快復期間轉地療養の為め二十八年一月二日廣嶋を發して舞子別邸に^赴せらる。これに先つこと一日妃^{聖子}は東京^本より同^本處に來著し爾後親しく病に侍せらる。八日に至りて重症腸窒扶斯の再發たること判明し次いで病勢日を逐うて昂進し十四日午前三時心臓麻痺を起して終に^薨す。壽六十一然れどもなほ喪を秘して發せずこの夜熾仁親王の妃^{聖子}は^薨す。東^本より來著せらる^本家職一同^本齎^本りて

有西川宮

専ら親王の帰程を待たり。

親王の御下着を着替へり。其時、三日本明神宮へ

港せらる。顧みれば六旬の前この埠頭に於て熾
仁親王と手を分ち温乎たる其容宛として猶ほ
眼前に在るもおもひきや生別即ち死別となり
むとは、
の日天皇より特に侍醫池田謙齋を同處に差遣
せられしに因り親王は之に就いて熾仁親王の
病氣經過を聴取。又登營に及ばざる旨の御沙
汰ありしを以て上陸後直に廣嶋停車場に至り

午前十時四十分發車午後七時六分舞子別邸に

到着。先づ西に相見。今更に此の頃、
中より、
二親王の御留守に、
に靈柩を護して二十四日午前一時五分新橋に

著し尋いで歸邸せらる。や天皇並に皇太子よ
り各御見舞の使を遣さる。こゝに於てはじめて
喪を發し親王、妃並に裁仁王等假服すべて定
式の如し。この日特、葬儀係を置、
一切の事務を取扱は、
有西川宮

此子海
軍記

へ榮城灣を以て上陸點と爲し一月十九日以後
 三回に亘りて陸兵を運送し右の陸兵は二十五
 日上陸の後連日奮戦して百尺崖以下の諸砲臺
 を占領せり次いで二月三日の夜我が水雷艇は
 奇襲を試みて港口に布設せる防材の一部を破
 壞し五六兩日の夜更に水雷艇隊を放つて敵の
 艦隊を襲撃しければ敵艦中精銳第一と誇稱せ
 し軍艦定遠もすでに損傷しその他撃沈せられ
 しもの數隻の七日日嶋砲臺も火藥庫爆發せ
 し爲め最早その用を爲さざるに至り清國北洋

丁汝昌の請降

水師提督丁汝昌も百計すでに盡きその命旦夕
 に迫るを免れざりき戦局の開展かくの如くし
 かも親王は大故に遇つてしばらく東歸せられ
 し爲めこの曠古の快戦に終せられず御遺骸
 の程まことに并察するに堪へたり
 十日本艦は捕虜を陸軍に引渡し午後六時出
 航西口沖の警戒に任じ十一日午前八時錨地に
 歸着す十二日午前丁汝昌は軍使程璧光を本艦
 に遣して請降の書を伊東司令長官に呈し長官
 の快く其請を容るゝや吾が事畢れりと爲し總

有西川宮

鎮遠の視察

十八日午前九時親王は劉公嶋に上陸して砲	臺兵營官舎並に艦船等を巡見せらる中にも鎮	遠の視察に就いて後日自ら仰せら	れしと	自分が丁汝昌の旗艦であつた鎮遠に往つた	時機關室は水が一ぱいで仕方がないが提督	室だけは這入ることが出来るといふから兵	卒の使用する護謨靴を穿いて行つたが水は	其半分位に及んださて愈よ提督室に這入る	とデスクの棚の上に一つの紙片があつた何
---------------------	----------------------	-----------------	-----	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

有西川宮

聯合艦隊の諸艦威海衛に入港す

兵劉步蟾統領張文宣とともに毒を仰いで節に	殉す越えて十四日伊東司令長官は清軍の總代	劉公嶋道臺牛昶炳に對して降服規約を決	定す十七日聯合艦隊の諸艦先後して西口より	入港し松嶋艦も亦午前七時錨地を發し十時	威海衛に到着せりかくて新に收容せる敵艦を	併せ四十餘隻の軍艦一齊に旭日旗を翻し本艦	に起れる嚙亮たる君が代の奏樂に和して各艦	の兵負萬歳を三呼するや九天の雲為に下垂し	四海の水為に逆立するを疑ふばかりなり
----------------------	----------------------	--------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------------

有西川宮

松嶋の呉回航
佐世保に向ふ

佐世保に向ふ

松嶋の呉回航

右の法帖は今次戦役の記念としてその後親
 より金子堅太郎に贈與せられしといふ
 松嶋は同月二十七日午前威海衛を發し三
 月三日宇品に著し四日呉に回航し八日入渠十
 日修理を畢りて出渠翌十一日南方派遣艦隊の
 旗艦として先づ其集合地たる佐世保に向へり
 はじめ伊東司令長官は本艦に坐乗して東歸
 しその宇品に到着するや直に大本營に参候し

かと思つて拾ひ上げて見ると明治二十六年
 丁汝昌が北洋艦隊を率ゐて東京灣に乗り込
 んで來た時自分も屋敷で園遊會を催すに就
 いて山尾別當の名で同人に宛て、發送した
 定紋付の案内状であつたその時以來すでに
 二年丁汝昌は右の案内状を其儘デスタの上
 に置いたのであらうがその前で毒を飲んで
 死んで仕舞つたので今自分が此に來た
 のも何か不思議の因縁がある様に思はれ
 て無量の感慨を禁じ得なかつた

有西川宮

有西川宮

征 伊東司令長官の南

て最近の戦況等を奏上し爾後しばらく廣嶋に	滞留 <small>せが</small> の南津島に本隊を安置し依然本艦	に坐乗したる儘聯合艦隊の一半を率ゐて南	することゝなれり	松嶋 <small>嶋</small> は同日午後二時を以て出航し薄暮諸	嶋水道に差しかりしに逆潮に際して進行甚	だ遅々わづかに一時間五海里の速力に過ぎず	加ふるに艦首の振 <small>ゆ</small> 殊 <small>に</small> 甚 <small>し</small> かりしが親王は	親ら艦を操縦し専ら大舵を取りて傾斜時に五	度及ぶも毫も意に介せられずその技能の見
----------------------	--------------------------------------	---------------------	----------	--------------------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------------------------------------------------------	----------------------	---------------------

佐世保入港

事なりと態度の立派なりとに就いては艦員上	下歎服せざるものなし	十二日早晨下關を通過し午後七時佐世保に	入港す時に嚴嶋橋立千代田 <small>以上三艦に松島を</small>	吉野浪速高千穂秋津洲 <small>以上四艦</small> 等南方派遣艦	隊の諸艦も先後してこゝに集合せしを以て翌	十三日伊東司令長官は澎湖嶋占領に關する訓	令及び命令を下せしがこの夜風雨大に至り十	四日 <small>天候を以て更に</small> 天候を以て更に	一日を緩し十五日午前九時諸艦は陸軍混成
----------------------	------------	---------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------------------	---------------------

有 西 川 宮

佐世保と船

倉嶋に投錨

枝隊を搭載したる七隻の運送船を護して一齊に佐世保より出港す。時に風浪なほ未だ平かまらず本艦の如きも往々にして傾斜三十度に及び運送船中離列し又は故障を生ずるものあり。

○~~船~~の難航の艦は臺灣の南方を通航し二十日午後三時倉嶋の南方半海里の地点に停泊せり但し揚陸甚だ困難なり。

○空しく二日を経過し二十三日午前六時本艦はじめて出港し豫定上陸點たる裏正角の西南約二海里の處に投錨す。本隊の諸艦亦た之に倣ふ。

澎湖嶋攻撃

これより先司令官海軍少將東郷平八郎の統率せる游撃隊の諸艦は先頭に立つて進航す。北砲臺の砲撃を開始す。單縦陣を以て旋轉運動を為すこと四回これに應戦して、まりに砲火を交す。伊東司令長官は其虚に乗じて十一時三十分頃より混成枝隊の揚陸を開始し敵の砲臺が之を覺りて砲撃するや本隊の諸艦に命じて遊撃隊とともに左右より夾攻す。

○午後二時三十分砲臺全く沈黙す。司令官陸軍歩兵大佐比

△
 枝隊は馬公城に降りて
 馬公城に降りて
 午後一時同様に
 之を助成す

動の為に圓頂半嶋に向ひ浪速高千穂の二艦は
 海岸に近寄りて砲撃せり
 馬公城に降りて午後一時同様に
 午後圓頂半嶋の敵
 兵一千餘人は海軍陸戦隊に降伏し漁翁嶋の守
 兵は風を望んで走り去りし
 馬公城以南の海面に我軍の
 軍運送船を裏正角の錨地に留め諸艦を率ゐて

南西川宮

陸戦隊の上陸

志嶋義輝に率ゐられたる枝隊は難なく上
 陸して直に大武山附近の要地を占領せり
 枝隊は全力を展開し
 て先づ拱北砲臺を攻撃し併せて其附近一帯の
 高地を占領せしを以て
 は圓頂半嶋に大部は馬公城方面に潰走せりこ
 れを艦隊は二中隊及び野砲四門
 隊を編制し海軍少佐丹治寛雄これを目指
 揮し二十四隻の端艇に分乗し午前四時隘門社
 附近の海岸に上陸せしがこゝに至りて牽制運

南西川宮

親王の御作に侍る南
征軍船は澎湖島の
行軍を待たせし
候に御船を御する
候に御船を御する
候に御船を御する
南征軍船入
橋立艦長の職補
せらる。

て	名	居	發	て	來	告	從	漁
一	發	る	の	灣	泊	し	事	翁
層	生	こ	禮	内	せ	澎	し	嶋
衛	し	と	砲	に	む	湖	又	の
生	け	數	を	投	と	列	行	勝
に	れ	日	發	錨	し	嶋	政	知
力	ば	松	了	す	先	は	廳	灣
を	艦	嶋	た	る	づ	ら	を	に
盡	長	艦	た	親	十	に	馬	移
さ	た	内	る	王	七	全	公	り
し	る	に	親	は	發	く	城	直
め	る	類	士	士	の	我	に	に
ら	は	似	卒	率	砲	が	開	澎
れ	は	虎	を	を	を	軍	設	湖
し	士	列	放	賀	放	の	し	港
に	卒	刺	ち	し	ち	有	て	口
こ	を	患	次	て	い	に	一	の
の	戒	者	い	二	二	般	般	掃
月	飭	一	十	十	十	に	に	海
三	し	一	一	一	一	布	布	に

十	た	ひ	あ	し	て	し	た	に	び
一	る	て	り	は	奉	は	艦	萬	し
日	旨	威	と	何	答	何	内	一	の
俄	の	仁	し	如	し	如	に	の	み
に	通	本	も	と	殿	と	不	事	と
本	知	艦	覺	問	下	こ	慮	な	い
職	あ	に	え	は	の	ろ	の	ど	ふ
を	り	長	ず	せ	御	い	病	在	親
免	親	と	然	ら	功	か	者	し	王
じ	王	な	る	れ	績	で	を	ま	益
て	乃	り	に	け	の	御	出	さ	す
橋	ち	し	今	れ	彰	過	せ	ば	擇
立	伊	よ	俄	ば	著	失	し	と	び
艦	東	り	に	司	な	な	に	て	給
長	司	未	轉	令	は	ど	因	取	は
に	令	だ	任	長	萬	候	り	敢	ず
補	長	曾	を	官	目	ふ	貴	不	重
せ	官	て	命	は	の	べ	き	此	ね
ら	に	過	せ	は	齊	き	御	に	て
れ	向	失	ら	畏	の	身	身	及	仰

祝の御返答

橋立艦隊

せりれけるはも此に在りて病に罹らば其人
 の宿命のみかくて其職に斃るも亦其男児の
 本懐ならずや今萬一を慮りて橋立に移すと
 らば他日橋立に於て同一の變ありむとき再
 他に移すべきか洵に謂はれなきことなりと
 つや承け引き給はず乗組員一同これを傳
 聞して感泣せしが未來の我が海軍大將に恙な
 有らせ奉りそとて只管轉任の事を勧め参らせ
 しかば親王にはさばかり人の心を勞するも本
 意に非ず其翌四月一日勝知灣に於て橋立に
 乗せらる

偵察の爲め福建省沿岸巡航

佐世保廻航

京都大本營に参候

日清講和

四日午後五時出帆東海司令官
 に率われ浪速ととも偵察の爲め清國福建
 省烏坵嶼及び回船嶋を巡航し六日午前十一時
 歸航居ること二旬餘大本營よりの
 命に依り三十日午後三時拔錨佐世保に廻航し
 たる後轉じて吳に入港し尋いで親王上陸京都
 大本營に参候して天皇に拜謁せらる
 これより先清國講和全權大臣李鴻章は三月
 九日を以て下關に著し同月十七日講和條約の
 調印成り五月八日批准交換の手續を畢り次い
 で露獨佛三國干涉の結果として同月十四日遼

親王帰京

親王の功績

東還附の詔教を發せられ、東洋の風雲に、に歎
 まり日清兩國は初めて平和の舊態に復したり。
 同月十九日午前零時七分親王京都發車午後五
 時三十分新橋に著し、**九歳子等に迎ふ**、尋いで
 歸邸せらる。

の戦役は、**ける親王の功績は、ほしのを令**
 衛んで軍高視察を為されたる、**後は松島**
 越え九月二十七日の親王が**旗艦移島並橋立**
 長と一軍功勲を著せり、**七日軍功顯著を**
 くに依り特に御手元より金三千圓を賜ふ旨の

論功行賞

御沙汰あり十一月十八日從軍記章を授けらる。
 次いで論功行賞の事あるや同月二十日功四級
 に叙し金鷄勲章及び年金五百圓を授賜せられ
 翌二十九年一月十六日特に**御手元より**年金二千圓を
 贈賜せらる。**四月一日大本營を解かる**
 に因り**親王の功績を賞せられ**、**御**
 思召を以て**蔭繪手箱一個を賜ふ**。

第十二章

海軍砲術練習所長並に

常備艦隊司令官

明治二十八年三月十八日賄料として来る五

月以降親王には年額三萬圓故熾仁親王妃董子

には同じく金五千圓を賜はるべき旨宮内省よ

達あり五月十四日日本美術協會の總裁たる

ことを承諾せられ十七日同會春季美術展覽會

褒賞授與式を舉行するに因り旅中より令旨を

賜ふ爾後かゝる場合に際し在京無事の時は大

抵親臨然らざれば別當を遣して令旨を傳へ

賄料として

日本美術協會總裁

となる

に相與せらる

神苑會總裁となる

海軍砲術練習所長に補せらる

十七日親王様とよん
御中の本海軍移遷の
事あり正午林に御
其總裁たりし縁故に因りて推戴甚だ力め親王
亦た其意を諒として乃ち此に及びたるなり

し	む	ろ	を	例	と	せ	ら	る	六	月	四	日	神	苑	會	の	總	裁	た
る	こ	と	を	承	諾	せ	ら	る	如	上	兩	會	は	熾	仁	親	王	曩	に
七	月	二	十	五	日	本	職	を	免	じ	て	海	軍	砲	術	練	習	所	長
に	補	せ	ら	る	二	十	九	日	は	じ	め	て	橫	須	賀	な	る	同	所
所	に	出	仕	し	て	前	所	長	海	軍	少	將	佐	藤	鎮	雄	よ	り	引
繼	を	受	け	し	後	各	士	官	を	引	見	し	兵	員	一	同	に	新	任
の	御	見	無	事	あり	八	月	二	十	四	日	葉	山	別	郎	よ	り	上	京
京	高	輪	御	殿	に	參	候	し	て	東	宮	の	病	を	存	問	せ	ら	る

橫須賀鎮守府司令長官に上申

九	月	橫	須	賀	鎮	守	府	司	令	長	官	相	浦	紀	道	に	上	申	今
後	六	年	間	に	掌	砲	兵	の	補	充	を	完	了	せ	し	む	る	不	成
現	在	同	兵	の	有	効	期	限	を	明	治	三	十	五	年	ま	で	と	開
し	又	同	兵	教	程	進	行	の	必	要	上	松	嶋	巖	嶋	橋	立	浪	速
高	千	總	扶	桑	等	の	如	き	多	數	兵	員	の	起	臥	し	得	る	一
艦	を	練	習	用	に	充	て	ら	れ	た	き	旨	の	兩	件	に	就	い	て
縷	述	せ	ら	る															
十	月	二	十	一	日	神	苑	會	會	頭	幹	事	評	議	員	長	等	を	
本	邸	に	見	し	て	令	旨	を	賜	ふ	の	午	餐	を	せ				
ら	る	二	十	六	日	砲	術	練	習	所	教	官	町	田	實	業	以	下	十

有西川宮

海軍大臣西郷從道も亦た同車して西下す。十九日午前尾濃を経て江州を過ぐるや、飛雪時々車窓を撲ちしが京都に至れば天はじめて晴る。薄暮神戸に下車して一泊し、二十日午前九時發車。晚に廣嶋に著して旅館永沼方に投宿。二十一日午前八時第一号丸に乗じて宇品を發し、やがて皇族旗を掲げて江田嶋に入港するや、嚴嶋和泉千代田の諸艦齊しく滿艦飾を施し、二十一日發の禮砲を放つかく、正午より生徒の端艇競漕及び旗取等を觀覽せり。

南西川宮

海軍機關學校生徒卒業證書授與式に臨む
 差遣せらる

海軍兵學校生徒卒業證書授與式に臨む
 差遣せらる

六名を本邸に招き、二十日午後三時發せらる。二十一日東京府知事以下在京地方長及等、午後四時、仰付せらる。因り親王の亦に召す。二十一日午後四時、海軍機關學校生徒卒業證書授與式に差遣せらる。午後五時、雨後、例を設す。此は臨海歸京後直に本邸に復命す。二十日海軍兵學校生徒卒業證書授與式に差遣せらる。旨の御沙汰ありしに因り、午前中御暇乞の爲に参内拜謁、午後九時五十五分、新橋發車。

南西川宮

就かるゝや海軍大臣以下の諸員宇品まで奉送
 す。○廣島○着○午後八時
 廣島發車二十一日午前八時舞子別邸に着○港
 留一日二十三日午後四時發車神戸に○少憩し
 羽花壇に少憩し夜半再び乗車二十四日午後七
 時新橋着尋いで歸邸。その翌二十五日参内して
 復命し次いで皇后に拜謁せらる。爾後毎年兩校
 の卒業式に差遣せらるゝを例としその次第大
 抵かくの如し。

熾仁親王二年祭

歌御會始教題詠
進

熾仁親王十年祭

二十九年一月十五日熾仁親王の一年祭を執
 行せらる。○天皇より御代拜として侍從綾小
 路有良を靈前並に墓所に遣され又御沙汰書を
 賜ひしに因り侍從これを墓前に捧讀す。十八日
 宮中○歌御會始○勅
 題○詠進せらる。○小爾後此の例を○さす
 君が代とともにつもむふのぬの雪はき
 りるよわとぞ思ふ
 ○熾仁親王の十年祭を執行せらるゝに因り
 ○御代の○詠進せらる。○二十四日

海軍現況に就いての上奏

めて行はれたるなり。
 四五月の交親王海軍現況に就いて上奏せらるるその全文左の如し

熟ラ戦後ノ形勢ヲ觀ルニ外國ニ對シテ國威ヲ張リ大ニ我が海軍ノ地位ヲ高メタルヲ以テ外國ハ我ニ對シテ竊ニ戒心スル所ナリトモノ如ク我亦夕彼ニ對シテ準備スル所ナカ
 ルベカラズ翻ツテ海軍部内ノ現況ヲ視察スルニ海軍ノ精髓トモ稱スベキ兵員ハ其數不足ヲ告グルノミナラズ服役志願者モ亦夕往

育西川宮

はじめて春祭皇靈祭を行ふ

親ら御告文を捧讀し次いで墓所に参拜せらる。二十八日海軍砲術練習所生徒卒業證書授與式に臨まる。二月七日及び十日十四日の三日に互り皇族各大臣各國公使等を本邸に招請して晚餐會の催す。その都度午後七時大集會するもの三十餘名に及ぶ。三月二十一日春祭皇靈祭に親ら御告文を捧讀す。蓋し春秋兩季毎年交互に祖先の靈を奉祀するは明治十一年に始まりて當宮の恒例に屬す。親王當主として

靈あ

育西川宮

最	緩	人	ヲ	ル	ビ	ン	ヲ	期	セ
モ	急	物	擧	、	材	ト	シ	セ	シ
敏	ト	ノ	シ	ヤ	料	シ	テ	シ	メ
活	ヲ	欠	カ	戦	ヲ	コ	艦	メ	ラ
ヲ	免	乏	昨	後	準	レ	砲	ン	レ
要	レ	ト	秋	ノ	備	ニ	射	ガ	ン
ス	ザ	ニ	威	復	シ	先	撃	為	コ
ル	ル	由	仁	舊	十	ッ	ニ	ニ	ト
ニ	ハ	ラ	ガ	ニ	月	テ	同	所	ヲ
拘	職	ズ	砲	次	一	意	二	二	請
ハ	ト	ン	術	イ	日	見	射	射	求
ラ	シ	バ	練	テ	ヨ	ヲ	艦	撃	セ
ズ	テ	ア	習	必	リ	當	一	艦	リ
事	人	ラ	所	要	教	路	隻	一	然
實	員	ズ	長	ナ	授	ニ	ヲ	隻	ル
上	ノ	試	ニ	ル	ヲ	出	其	命	ニ
澁	不	ニ	補	教	シ	シ	中	中	當
滯	足	一	セ	官	砲	砲	ヲ	ヲ	路
ト	ト	例	ラ	及	手	手	屬	屬	ハ

有西川宮

軍	シ	亦	ニ	動	ラ	來	加	ベ	年
省	ガ	夕	シ	モ	ザ	昇	シ	シ	ニ
ハ	如	相	テ	ス	ル	等	ト	比	比
軍	キ	率	不	レ	海	ノ	必	シ	シ
政	其	并	公	バ	軍	遅	要	テ	テ
ノ	主	テ	平	其	兵	々	上	甚	甚
集	因	此	ニ	當	員	タ	ソ	シ	シ
中	ノ	二	流	ヲ	ハ	ル	ノ	ク	減
ス	一	投	ル	失	固	ト	待	少	セ
ル	タ	ゼ	、	シ	ヨ	俸	遇	セ	リ
所	ル	ン	憤	進	リ	給	ホ	リ	其
ニ	ヲ	ト	激	級	論	ノ	タ	原	原
シ	失	ス	セ	ノ	ナ	依	ル	因	種
テ	ハ	ル	ル	銓	ク	度	厚	種	々
事	ズ	傾	將	衡	人	ナ	キ	々	ア
務	今	向	校	の	員	ル	ニ	ア	ル
ノ	夫	ヲ	輩	往	ノ	ト	因	ル	
處	レ	生	モ	々	配	ニ	り		
理	海	ゼ			置	嫌	從		

有西川宮

ノ	ア	タ	リ	言	上	セ	ン	ト	欲	ス	要	ス	ル	ニ	人	員	ノ	不
モ	筆	紙	ノ	能	ク	盡	ス	所	ニ	非	ザ	ル	ヲ	以	テ	他	日	面
ニ	於	テ	ヲ	ヤ	コ	ノ	外	平	生	ノ	見	聞	猶	ホ	多	シ	ト	雖
ニ	非	ザ	レ	バ	實	際	使	用	ス	ル	コ	ト	能	ハ	ズ	ト	イ	フ
イ	フ	ベ	シ	况	ニ	ヤ	平	遠	ハ	尚	ホ	修	理	ヲ	要	シ	年	末
四	月	ニ	在	リ	ソ	ノ	緩	慢	ナ	ル	コ	ト	言	語	ニ	絶	ス	ト
呈	出	シ	タ	ル	昨	年	九	月	ニ	シ	テ	右	ノ	回	答	ハ	本	年
ナ	リ	ト	ノ	回	答	ヲ	得	タ	リ	顧	レ	バ	初	メ	テ	意	見	ヲ
軍	艦	平	遠	ヲ	練	習	所	ニ	附	屬	セ	シ	ム	ル	見	込		
ノ	鄙	説	ヲ	極	力	主	張	シ	タ	ル	結	果	ト	シ	テ			

有西川宮

ノ	練	習	ハ	一	日	モ	之	ヲ	缺	ク	ベ	カ	ラ	ズ	仍	ツ	テ	右
夕	餐	セ	ズ	艦	砲	ノ	如	キ	ハ	新	ニ	購	求	ス	ベ	ク	射	撃
丸	ノ	敵	艦	ニ	命	中	ス	ル	コ	ト	ノ	肝	要	ナ	ル	ハ	今	復
生	ゼ	ザ	ル	コ	ト	明	白	ナ	リ	且	ツ	夫	レ	戦	時	我	ガ	砲
ニ	其	中	ノ	一	隻	ヲ	流	用	ス	ル	ト	モ	何	等	ノ	支	障	ヲ
ベ	キ	モ	戦	利	艦	ハ	十	餘	隻	ノ	多	キ	ヲ	算	ス	ル	ガ	故
時	艦	隊	中	ノ	一	隻	ヲ	減	ス	ル	ハ	固	ヨ	リ	不	可	ナ	ル
ノ	口	實	ヲ	設	ケ	テ	容	易	ニ	之	ヲ	允	可	セ	ズ	然	リ	平
ト	イ	ヒ	艦	砲	ノ	保	存	ニ	不	都	合	ナ	リ	ト	イ	ヒ	種	々
軍	艦	ヲ	練	習	用	ニ	供	ス	レ	バ	艦	隊	ノ	勢	力	ヲ	減	少

有西川宮

牡丹満開に付き庭園公開

足ヲ補充シ有為ノ人物ヲ擢用スルハ刻下焦眉ノ急務ニシテ外國ニ備フル亦夕此ニ外ナラズ伏シテ願ハクハ聖鑒ヲ垂レテ之ヲ裁セラレシコトヲ

五月本邸庭園の牡丹満開に付き二日より四日まで文武官並に衆庶の縦覧を許さる。これ亦た當宮の恒例に屬し明治九年熾仁親王が親舊知人を招集せられしに始まり後には全く公開的となり且來賓には茶菓を供せらる。親王は主として午後、まほ舊に依ること、し今年はじ

病氣加養の為に引籠

めて之を行はれしに參觀者は三日間を通じて二千八百餘人の多きに及び。この月二十日より引籠りて加養せらる。二十三日興風會に於て故會長熾仁親王の追悼會を催すや親王亦た殘花薰風の詠を寄せらる。二十六日露國皇帝ニコラス第二世の戴冠式を舉行せらる。に因りこれに先づ一日電報を發し、慶祝の意を表せられしに越えて二十八日同皇帝よりの答電到着。七月十日帝國大學に於て

有栖川宮

轉地療養の為
子に赴く

卒業證書授與式を擧ぐるや別當山尾庸三御名
代として臨場し且つ令旨を傳ふ
十二日轉地療養の為め妃御並に裁仁玉實
枝子女王を伴うて
五分新橋發車午後六時豊橋に下車して一泊し
十三日午前七時九分發車
五十分舞子に著し
これより青松白沙の別境に在りて悠悠起臥
殊に意を攝養に用ひて日に増し快方に赴

京都に至る

十六日御一同とともに午後一時十分發車五
時京都に著して祇園中村樓に投宿十七日午前
四條通堺町寺田方に至りて祇園會の山鉾を觀
覽あり午後妃ととにも泉涌寺に參拜し
西大谷稻荷東福寺等に賽せらる十八日
御一同とともに舊皇居を拜觀し北野に參詣し
金閣寺を過ぎ龍光院に至りて先塋に參
拜し賀茂堺屋に於て午食を畢りし後修學院離
宮に成らせらる但し裁仁玉實枝子女王は龍光

貞愛親王を神戸の
客次に訪ふ

十六日午前周布知事夫妻の案内に依り、妃並	親王を諏訪山常盤樓に訪問せらる。	初十日午前、裁仁王を伴うて神戸に至り、貞愛	る。八日午後、妃並に裁仁王とともに明石に赴	る。同日神苑會會長男爵花房義質を始り、本縣	在任の同會委員並に會員一同を別邸に引見せ	る。四日、夕食の饗應を受け、二更近き頃、歸邸せ	り。事周布公平の鹽別邸に至りて、引網を觀覽あ	六時、舞子別邸に歸著せらる。	八月三日午後、妃並に裁仁王とともに、縣知
----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------	------------------------	----------------	----------------------

西川宮

に、寶枝子女王と會し、午後一時四十分、京都發車	王とともに、枳殼亭を経て、東本願寺に至り、こゝ	て、知恩院に、次いで午前十一時、妃並に裁仁	王を伴うて、清水に参詣。二十三日、早晨、獨り出て	ともに、妙法院に成らせらる。二十二日午後、裁仁	至り、午食後、歸館せらる。二十一日午前、御一同と	靈社に参詣し、二條離宮を過ぎ、轉じて、桂離宮に	賀茂社に参詣あり。二十日午前、妃とともに、下御	り出でて、平安神宮に参拜し、山階宮邸を過ぎ、下	院より直に歸館せらる。十九日午後、親王獨
-------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------

西川宮

快癒^{に付き}出仕

伊學協會總裁より
6月19日推戴せし

二十	裁に	先伊	爾後	御所	日参	月餘	五月	十年
六日	推戴	伊學	爾後	所に	参内	こゝ	以降	祭を
承	せむ	協會	數は	に参	して	に至	宿病	執行
諾	むこ	も亦	葉山	候せ	天機	りて	の為	○家
の	とを	左職	別郎	られ	を奉	漸く	に缺	令に
旨	を願	仁親	に留	五日	伺し	快癒	勤せ	命じ
を	ひ出	王に	宿せ	砲術	次い	せし	られ	て代
答	でし	繼い	らる	練習	いで	に因	しこ	拜を
へ	に因	で親	これ	所に	皇太后	り十	と四	奉仕
ら	りこ	王を	より	に出	皇太子	月一	個	せし
る	の月	總		仕し	の如			

レ

舞子發車
引付トテ

歸邸
續子女王十年祭

橋に	清見	車午	して	十七	六角	乗車	せら	を吊	察せ
著し	寺を	後一	大	日午	角堂	午後	らる	はれ	られ
尋	訪は	時興	米	午前	等を	一時	る二	然	れ
い	はる	津に	屋	九時	を巡	五十五	十六	る後	妃は
で	二十九	著し	に	三十分	覽あり	分京	日午	とも	實枝
歸	日午	て海	一泊	發車	し後	都に	午前	に兵	子女
邸	前發	水樓	二	午後	後祇	下車	愈よ	庫	女王
せ	車午	に投	十八	五時	園中	し東	別郎	より	を伴
り	後五	宿し	日午	濱松	村樓	寺嶋	を引	乗車	うて
る	時新	晩に	前九	に著	に投	原	拂ひ	して	平
三			時四	二	宿		御一	歸	清
十			十分				同	邸	盛
日			發						の
續			松						墓
子			に						
女			著						
王									
の									

海軍少將に任じ常備艦隊司令官に補せらる
宣子女王三十年祭

十一月五日海軍少將に任じ且つ常備艦隊司令官に補せらるこの日曾祖母宣子女王の三十年祭を執行龍光院の墓所には舊臣山本邦保を遣して祭事を奉仕せしむ九日商船學校の卒業式に臨みて令旨賜ふ十二日砲術練習所並に横須賀鎮守府の職員十数名を本邸に招請して午餐をし練習所副長並に教官には特に物を賜ふて之を慰勞せらる十三日品川碇泊の扶桑艦に赴きて前常備艦隊司令官海軍中将殿嶋員規と交代せらる十八日海軍大臣常備艦隊司令長

横須賀鎮守府祭
て拜謁

官各將校相當官並に幕僚等を本邸に招請して晚餐をせらる二十一日前天皇皇山鎮守府に臨幸御兵第一隊隊士軍旗を授與せらる此日先王御成敗に於て之に供奉せり此前後數日此日午前八時二十分御出門横須賀軍港に行幸午後五時四十分還幸ありせらるこれに先つこと一日親王同地に赴いて扶桑艦に坐乗しこの日鎮守府に於て拜謁せらる次いで十二月二日皇后

有西川宮

海軍兵學校
差遣

亦在同所に行啓御發着の時刻次第並に親王の
拜謁等すべて前に同じ。

この月の初海軍兵學校

差遣る旨の御沙汰ありしに因り六日

横須賀に至りて千代田艦に搭乗午後

八日吳に入港十一日江田嶋に至りて

卒業授與式に臨み即日航夜御手洗沖

に假泊し十二日早晨再び出航十四日横須賀に

歸着午後三時十九分新橋に着き直に参内
して復命

海軍端艇競漕會開
催

海軍機關學校生徒卒業證書授與式に臨

十八日墨田川に於て海軍端艇競漕會を開催

するや親王總裁たるの故を以て此に臨

の日天皇午前九時御出門はじめに候爵徳川篤

敬邸に著御皇族及び同會の會頭幹事委員等に

拜謁仰せ付けられ且つ御思召を以て同會に金

品を下賜せられ次いで親王の先導に依りて御

覽所に出御競漕數番を天覽あり午後三時五十

分還幸あらせらる十九日海軍將校六百八十餘

海軍將校を談話會

こと下客を避けて此の園に静養せられたることを
 承りしに一月の久しに及びし。十九年(遊)に三
 時又^時の地域北豊島郡早稲村に遊し、
 是處の別邸を稱し威仁親王宮主とありし
 後此の地を譲り受け大に之を増築せし。即
 ち此は林泉池塘の勝ありし。空島院佳味に
 此の地に通りしは親王毎に此に遊び東宮はも
 駕を枉げりし。こと嘗て再のよしとあり。富子名子の
 兩内親王もかうしてたびに行はせりし。ことあり。四
 十年三月、水を拂下せりし。が同年十二月地

富島別邸

在福島の結前代御殿の富島を下し、是にて
 新築せし。是は別邸の故に依りし。と前と
 異なり。是は富島別邸に就きては、後年更に
 詳述する。とあり。

